

漁業権の原初形態

——インドネシアを中心として——

謹しんで、この小篇を大浜信泉、
我妻榮両先生の追憶に捧げる

西村朝日太郎

第一章 序 説

第一節 水界文化

成文化されていない土着の漁業権は漁民文化の上部構造の一形相である。とかく漁民文化の研究となると、その具体的な顕在面 *overt culture*、特に漁具、漁船、或は漁法などに関心の焦点が向けられて、それらの研究が微に入り細を穿って行われるのが、特に東方ヨーロッパの学界の顕著な傾向である。例えば一九七六年に出版された『ヨーロッパの伝統漁撈の研究』《*Studien zur europäischen traditionellen Fischerei*》を見ても、論文の中で社会科学的に

興味を覚えるのは、ポーランドのウーチ Łódź 大学のクハルスカ KUCHARSKA, JADWIGA 教授の漁民の社会経済的地位に関する研究 (1976: 131ff) ぐらいで、他は殆んど物質文化学的 *ergologisch* な、技術学的 *technologisch* な研究に終始している。わたくしが本論でとり上げた漁業権 (正しくは漁撈権) の研究も、とかく物質文化中心になり勝ちな水界文化の文化人類学的 (民族学的) 研究に、一つの新しい局面を切り開こうとするわたくしのささやかな意図のあらわれの一つである。

さて本論でインドネシア域を求心的に対象地域として選択した理由は単にわたくしが一世代以上にわたって東南アジア、特にインドネシアに関心を寄せてきたためばかりではない。さきにザウアア SAUER, O. CARL (1952) も指摘しているように、東南アジアの諸民族は漁民として出立したばかりでなく、奥地の高地農民の間にさえも、今なお、この伝統が存続しているという理由によるものである。ビルマ沿岸の海上漂泊民族、スルン Selung の如きは、極度に漁撈に特殊化しているし、ボルネオとミンダナオの間で『家舟』生活をしているタウィタウィ族 the Tawi-Tawi の如きは食物の少くとも八〇%以上を魚類に依存している (Lomax, Alan et al. 1977: 670-674)。わたしはかつて旧類蒙古人種がインドネシア島嶼群に拡汎の際、リヤウ・リンガ、バンカ・ピリトンあたりの島嶼叢に到達してここに根拠地を見出し、文明的装備 (造船、航海術等々) の拡充を俟って、インドネシア島嶼域内にひろく進出したであろうと述べた (1975: 50)。したがってインドネシア域は、北米の北西岸、アフリカ、メラネシア、シベリアなどとともに、漁撈文化形成の中心域であり、漁撈文化の原初形態の組織・体系的な研究には恰好の場所であると考えたからである。

想えば十一年前のことであるが、一九六八年に第八回国際人類学民族学会の開催された時わたくしはフランスの民俗学の著者オドゥリックール HAURICOURT, A. やルルワ・グラン LEROI-GOURHAN, A. とも親しく話し合う機会があったが、わたくしはくり返し、伝統的な海洋文化研究の焦眉の急であることを力説したのであった。

其後フランスでも水と人間の生活との関係が理解されてきたのであろう、一九七一年には『水界との関連における人間』《l'Homme en rapport avec le milieu aquatique》の活動についてすぐれた知識を提供する目的をもって、『水界民族技術学センタマ』《Le Centre d'Ethno-technologie en Milieu Aquatique》(CETMA) が設立され、その年の二月に第一回の総会が開催されて、ボドゥワソ Beaudouin, F. が会長に推された。このセンタマの設立に尽力した若手の海洋民族学者ク克蘭 KOECHLIN, BERNARD はマダガスカル西南部の準漂海民族、ヴェズ Vezo の研究に従事し、一九七五年には報告書を完成している。

さて、生態学的観点に立つ限りにおいて、この水界と人間との関係は、作り作られつの弁証法的関係にあり、かかる関係を通して水界と人間との間に形成される調整構造が、水界人類学の対象の全内容を構成しているといえよう。

水界人類学は水に海水、陸水の区別がある以上、海洋と人間との関係を取扱う海洋人類学 *marianthropologie*、陸水と人間との相関を対象とする、湖沼人類学 *anthropologie lacustre* 或は河川人類学 *anthropologie riveraine* などに区別できるであろう。

中でも地表の七〇・八%を占める海洋と人間との相関を取扱う海洋人類学は水界人類学の中では最重要な部分学を構成しているといえよう。

さて、水界と人間との相関は、人間の生体的適応 adaptation somatique による相関と生体的適応 adaptation extrasomatique による相関に区別できようが、わたくしが水界文化 culture aquatique と呼ぶのは、生体的適応による水界との調整構造に外ならない。

原初的には水辺を biotope とする所与の社会、すなわち成員間で相互作用を営みつつ、特定の組織構造を有するに至った人間集団が、水界の複雑にして広範囲に亘る独自の物理化学的作用と調整作用を展開する中に、歴史的に構造的に沈澱していった共有財 Gemeingüter が水界文化であるともいえよう。

第二節 水界文化の『属地性』

ところでわたくしは水界文化の基本的徴表の一つとして『属地性』を指摘したのである。

そこで誤解のないように、まづ、『属地性』なる概念の内容を説明しておきたい。わたくしがここで属地性というのは、国際私法的概念としての『属地主義』とは何の関係もない。属地主義においては、たとえば、物権については所在地法の適用が認められるわけであるが、文化を高度に脈絡化した統合的全体として把える文化人類学の観点に立てば、属地主義よりも属人主義の方が、特に原始的、自足段階に在る諸民族の法現象を説明するには便利である。

事実、一定の領土内にある一切の人と物とは、其の領土の法律に従うべきであるとする属地主義は原初・原始的文化現象を説明する際には却って多くの困難に遭遇する。若干の素笨な文化においては場所との連繋はむしろ特別の場合にみられるのであって、かかる文化は、限定された区域と一義的の面的な関係を有つものではなく、水資源や偶発

的な特定の食料の所在のごとき分散した環界の諸姿相と関係しているからである (Fried. M. H. 1968: 145)。しかもこれらの戦略的姿相、例えば水産資源への接近は、少くとも原初、原始文化に関する限り、排他、独占的ではない。後に記すように、古くからインドネシア諸地域の法共同体においては、他所者 *vreemdeiling* に対して、例えば We 島 (帽山) 内の湖水における如く (Adatrechtsbundels. 1916. 1: 72) 漁業権の行使を無条件に、或は一定の条件の下において許可している。これは静態的に見れば素樸な文化における領土の『平和的重複』であり、動態的に見れば、特定の個人の所属せぬ他の法共同体の領域に対する比較的容易な移動の可能性を徴証するもので、純粹に生物学的な非文化的現象としての『領域』の概念とはその性格を異にする。

国際私法の発達した近代諸国家はともかく、宗として水界文化の原点に接近しようと望むわたくしにとっては、従って、法学上の属地主義の概念そのものは、原則として受容しにくいばかりでなく、少くとも本論でわたしの意味する属地性とは、別個の概念であることをここに明らかにしておきたい。

一言で言えば、わたくしが本論で意味する属地性とは、水界文化、特に海洋文化の本質的特性としての陸界文化への指向性、或は依属性を意味するのである。

しかし学者によっては、水界文化の陸界文化に対する先行性を主張し、水界文化こそ真の人類文明の搖籃であると断言する者がいる。これについては拙著、『海洋民族学』(1974: 57-70) において触れているので、ここには繰返さぬが、一例として水界文化の中にこそ人類文明の源泉の見出されることを指摘している、古人類学者(化石人類学者)ダート DART, RAYMOND A. の所説を掲げることにしてしよう。ダートに依ると、アルゴン・カリウム同位元素による年

代決定では二〇〇万年の歴史を有する人類史の上で、有節・象徴言語の発生したのは後期旧石器時代（紀前、四〇、〇〇〇—一〇、〇〇〇年）で、この間に従来、狩猟が供給した食物が、人口の増加、気象の変化、人間の無知によって枯渇し、その結果水界への依存度が増大し、水上における協力作業が不可避になり、漁撈が発達したという。ダートに依ると、人間の水辺生活は正に文明の母胎をなすものであるという。ダートは更に、『すべてこれらの（水上の）乗物及び器具は、協力的な人類の作業を創造し、かかる協力的作業は、努力の同時性、或は律動化を要求し、こうして法と秩序とが招来される』（Dart 1959: 158）と述べて、法と秩序の起原をも水界における生産労働と結びつけている。

しかし人間の協力的な生産労働の発生と発展の契機を水界における労働にのみ求めようとするのはいかにも説得力に乏しい、狩猟生活に於いても猟獣を組織的に狩立てる場合などは高度の協力が必要とされるからである。

しかし、ダートの見解とは逆に、水界における重要な生産労働である漁撈をとり上げてみると、原始、自足の段階における場合、陸界に強く依存し、陸界の諸標識に従って行動系列全体が規定されている場合もある。

日本でも大正時代以前の漁撈は、ブラジルのコケイラール *Coqueiral* の漁撈、(Forman. 1970: 66) ニウジランドのマオリ族 (Best, E. 1929: 4~5) などの場合と同様に、漁場の同定は全く『山当』（榎田, 1968: 9; 西村, 1974: 19）に依存していた。したがって『押しも押されぬ一流の船頭の頭の内には、山を見れば海底の起伏が海図のように展開した』（榎田 1968: 9）という。

今、フォーマン S. Forman の書物を繙いてみると、ユケイラールの漁撈は(一)地先漁撈 *pesca litoranea* (二)沿岸漁撈 *pesca costeira* 及び (三)外洋漁撈 *pesca oceanica* に区別できるといふが (Forman. 1970: 7)、フランシスの漁撈地理学者ブザンソン Besançon, J. は漁撈を『小漁撈』 *petite pêche* と大漁撈 *grand pêche* (Besançon, J. 1965: 137) に区別している。⁽¹⁾ この場合、フォーマンの指摘した(一)と(二)とは『小漁撈』に相当するであろう。ところでこの種の漁撈の分類と陸界文化との間には何らかの形における対応関係が見出されるであろうか。

かつて大西洋岸の漁村、ガリリー Galilee を研究したポギー Pogge, Jr., John J. は、漁船の大きさや漁撈期間は、海岸からの距離を反映しているといい、更に漁民の社会生活の上においても、家を離れて(一)漁撈労働に費す時間と、(二)漁場と海岸との距離が、重要な影響を与えているという (Pogge. 1974: 9)。更に、単に漁船の大小とか社会制度等とかの文化の顕在 *overt* 面ばかりでなく、文化の本質的の中核をなす価値体系の如き潜在 *covert* 面に於いても海岸からの距離が影響していることをリグオリ Liguori, V. A. は指摘して云う (1968: 198)。漁撈が一層遠隔な水域で行われるほど、ニュー・ジャージーの漁民共同体の価値体系と沿岸社会の支配的価値とは相剋するに至ると。

勿論この種の見解は余りにも図式的であるように思われるが、何れにせよ、叙上の諸事実は、小漁撈の方が大漁撈よりもはるかに、陸界文化によって制約、ないしは影響される可能性の多いことを示唆しているといえよう。従って地先漁撈、ブザンソンの『小漁撈』に従事する海辺共同体の文化形象が農耕文化の概念図式に左右される度合は一層大きいといっても強ち誤りではないであろう。

このような海辺漁撈共同体の文化の属地性を示す一例証を、インドネシアの慣習法の一概念に求めることにしよう。

一九六〇年にわたくしが東ジャワ、スコリロ Sukulilo 村を調査した時、真先に逢着したわたくしの疑問は、殆んど耕地のないこの潟海岸でよく耳にする『ゴゴル』《Gogol》というジャワ語彙の説明であった。ジャワ語で『ゴゴル』とは『挺子』の意であり、農村においては『中核農民』の意である。さきにも述べたようにほとんど耕地の存在しないスコリロ漁村に、なぜ『ゴゴル』という語彙が頻繁に使用されるのであろうか。

抑々インドネシア慣習法学 *adatwetenschap* の建設者、ファン・フォーレンホーフ *van Vollenhoven* の記す処に拠ると、村落 *desa* の日常生活で重要な役割を果たしている真にインドネシア的な身分である村民 *wong tani* は三ヶの集団に区別されるという。第一には、古くから村に属し、宅地並びに耕地を占有する既婚の村民、即ち中核村民で、ジャワ語で *wong baku, wong aje, gogol* などと呼ぶ。第二の集団は農地を占有せず、宅地のみを有する村民、或は分益小作者《*deelhebber*》ないしは、他人の宅地に自らの家を建てている村民 *lindung, wong aindung, wong kendo, budi* etc. 第三が寄宿者、又は同居者（既婚、未婚の子供達、婿、妻等々）で *rayat, duning musub* などと呼ぶ人々である（*van Vollenhoven. 1918: 525*）。

ファン・フォーレンホーフは、いわゆる旧進化論的立場に立つのだが、比較的最近に、インドネシア慣習法学のすぐれた概論書を公にしているハール・ハール *Ter Haar* は、機能主義的立場に立っている。かれも、ファン・フォーレンホーフとはほぼ同じような村民の分類を認め、(一)耕地、宅地を占有し、完全に村民としての負担を荷う中核村民 *pribumi, sikep, kulit, gogol* (二)耕地、或は宅地の何れかを占有する *lindung, indung* 等の身分、(三)他人の宅地における家屋の占有者 *mumpang* 又は自活同居人 *musub, flosor* を区別している（*1941: 43*）。わたくしは一

九六九年にさきに述べたスコロロ村調査の結果の一部を、『ジャワの概念「ゴゴル」における空位拡充への一試圖』《*Ein Versuch zur Ausfüllung der Leerstelle des javanischen Begriffes "gogol"*》なる一文にまとめて、ハイデルベルク大学のシュールマン E. W. MÜHLMANN 教授の生誕六十五周年記念論文集 “*Entwicklung u. Fortschritt*” の中で発表した。わたくしはこの論文の中で、スコロロ村の南方約二〇数キロの地点にあるシドアルジヨ Sidarjo 理事州の諸村の相互協定 *bermatian* にふれた。これはわが国の徳川時代の村極むらきまを現わせるもので、協定の各条にはゴゴルと其役割に関する種々の規定が含まれている。これについては前掲論文の中で詳しく記しておいたから、ここでは説明を省略する (Nishimura. 1969: 30-34)。シドアルジヨのゴゴルは耕地、宅地を占有し、家屋を所有し村役人選出の母体をなし、夫役、納税の義務を有し、凡ゆる村の祝祭に寄進し、貧困者を救済する相互扶助の団体を結成しているなど、正に村の中核村民として十全の機能と役割を果たしていることが分る。

このゴゴルが海岸近くの共同体において水田 *sawah*、畑地 *ladang* を占有するばかりでなく、漁場を生産手段として活用するようになると、スコロロ村のスコルジョ Sukorjo 部落におけるように、ゴゴルはまた漁場の占有者をも兼ねる称呼となり、さらにスコロロ・ロール Sukolilo Lor やスコロロ・テング Sukolilo Tengah のように殆んど専ら漁撈労働にのみ従事するような部落においては、もっぱら、漁場、漁船の占有者に対する称呼に転化してしま

う。

以上は農耕社会における一つの中心的概念が漁撈社会に移入され、本来『中核農民』を意味する *gogol* が『中核漁民』を意味するようになり、従来の *gogol* の意味内容が拡大されて、農漁民の区別を越えた、『中核村民』として

の意味内容を有つに至つたと解することができる。

参考までにハンガリアの例證を一つ掲げよう。ハンガリアで『タニャ』《*Tanya*》といへば村落から遠く離れた農場をいうのだが、漁業の場合においても『タニャ』は方言では『川の静かなところ』、『網の打ち場』等を意味している。しかし現在では漁夫たちが曳網を一回ひくことを『タニャ』といい、例えば『午前中に三回タニャを行った』というような表現をする。これも恐らく農業の用語が漁撈に関する用語に転化した一例であろう (Solymos. 1978: 94)。

叙上は農民の *covert culture* の一要素が、そのまま漁民の觀念環境の中に採り入れられた一例を示すものであるが、農民の *overt culture* の諸徴表がそのまま漁民の生産労働の中に吸収されている例も少くない。二三の証法を示そうならば、沖繩の大神島では *Zupovina* と称する筥状の農具の廃品が魚を毆殺するために使用され、新城の下地、黒島の東筋^{あがり}などでは、山刀が夜漁に用いられ、また九州では *jogiri* と称して出刃で夜間、静止している魚の背部を切りつける (Nishimura. 1964: 70)。このように同一の文化財にみられる使用目的の転用を、ヴント Wundt, WILHELM は、目的異様化 *Heterogonie des Zweckes* と名付けている。

第三節 社会科学的研究における『現象学的括弧』

このように物質的、或は観念的な農民文化財の漁民文化環境への移入の例は乏しくない。たしかに農耕と漁撈においては生産の対象が何れも生物であり、これらの生物の生産に関する自然的諸条件には多くの偶発的契機が含まれている点では、極めて類似している。これがために農耕に関する諸々の社会科学的概念がそのまま漁撈に適用されてい

る場合がある。このような場合には文化人類学の方法論から云えば、当然『現象学的括弧』《Phänomenologische Einklammerung》を必要とする筈であるが (Mühlmann, 1938: 125)、概念の転用が極めて安易に没批判的に行われている場合がなしとしない。種々の機能的実在に、観念的形態である同一の概念を適用する場合私たちは慎重でなければならぬ。

一例を挙げようならば農業における『地代』概念の漁業への適用である。常識的な地代論に依ると、地代はリカードのいったように、『土地の原本的にして破壊することのできぬ力』に対して支払われるものであるといえよう。しかし、土地には、その豊度と位置の点で差異があり、優良地はまた有限で収穫は逡減するのが原則だから、人口の増加に伴って次第に劣等地も耕作されるようになる。しかし優良地と劣等地では豊度が異なるから、当然、両地における等量の収益に対する生産費は異なる。ところで農産物の価格は劣等地の生産費によって決定するから、優良地の耕作者は両地における生産費の差額を超過利潤として取得する。この超過利潤は優良地に対する耕作者の競走に依って、地主に帰属する。これがすなわち地代であるというのである。

しかし農業における土地と漁業における漁場との間には種々の相異のあることを明らかにする必要がある。第一に、耕地即ち土地は二次元的空間であるに反し、漁場即ち水体は三次元的空間で、海上漁業の場合は海水という、特殊な物理化学的性質を有する液体を以て充たされている。而もこの三次元の空間内では渦流、上昇流、潮流、海流等々、種々の水体の運動が活潑にくり返されている。今、土地の生産性と漁場のそれとを比較してみると前者は比較的固定的であり、『一定の化学的物質を含む固定不動』のものであるに反し、後者には『このような固定肥沃度、即ち、

一定量の水産動植物の存在はなく、可動的な漁船に抛り、……探索する……水産動植物の存在する水界』(嶺三. 1968: 20)であるといえよう。

要するに、農業では耕地は普遍的に生産の場であるが、漁業では水産動植物は必ずしも漁場に普遍的に存在するものでなく……『包括的な概念に過ぎない』(嶺三. 1968: 24)。端的に云うならば、土地そのものは静的な理化学的概念であり、漁場は動的な、生態・行動学的 eco-ethological な生物学的概念であるといえよう。いうならば、漁場は相対的な場の概念であり、水産資源採捕の間接的手段である漁船が、漁業経営——生業経営(漁撈)にしても企業経営(漁業)にしても——に対して決定的な役割を果たすことを忘れてはならない。

岡本清造はその力作『漁場地代論』で、等大で等量の資本の投下された漁場における生産物に差異の生ずる一般原因として、(1)漁場の豊度、(2)漁場の位置を挙げ、(國才. 1979: 96)これらの契機が差別的漁場賃料の原因として極めて複雑多様な結果をもたらすという。これら複雑多様な現象を整理・分類して漁場の等級を捕捉すると、『漁場関係諸事情は、一般地代論において差額地代が説明せられる土地(農地)関係諸事情と本質的には毫も異なるところがなく』、『漁場についても差額地代一般法則がそのまま……展開せられることができる』(國才. 1979: 115)という。

しかし地代の基礎となる土地の生産量の差異に対応する漁場の生産量の差異はどうして決定されるのか。農地の生産量を評価する場合には一般的な標準があり、生産物を例えば、小麦に換算して普遍的な評価を行うことができるが、相対的流動的な場の概念である漁場においては、種々の海洋学的条件に支配される水産資源の現存量は不安定なばかりでなく、主食を生産する農業と異って、評価の一般的基礎となる生産物が存在しない。

次に農地の上における『生産活動は一元的な構造であり』、生物学的意味における再生産を行うが、漁業の場合は最近まで主として奪略的生産であつて、マルクスが『単なる狩猟民族、或は漁撈民族は現実の発展の始まる点の外にある』《Blasse Jäger-u. Fischvölker liegen ausser dem Punkt, wo die wirkliche Entwicklung beginnt.》(Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, 1957: 637)と云つた通りの原始的な生産労働が地先たと沖合、遠洋たるとを問わず行われていた。しかし最近になって地先においては栽培漁業がひろく行われるようになって、一部では生物学的な意味における『再生産』が普及するという二重構造を示している。しかし現在の生産形態における栽培漁業がそのまま存続するか否かについては疑問がある。現在の栽培漁業は、経済学的にも、生態学的にもびきしく批判されているからである。

さて新川は漁場地代論を批判し、今日においては戦前と異つて漁場料、即ち地代の成立は漁業権の貸付禁止のため、法律的に否定されていることを明らかにしている。

しかし戦前において漁業権の貸付とそれに対する漁場料は支払われていたにしても、それは地先水面だけの問題で、地先水面の利用と関係のある生業経営に関心を集中して、公海における漁場を対象とする企業経営を無視するのは『論理的欠陥を免れない』という。新川に依ると、地先水面が、生産要具、特に漁船の発展によつて其の重要度を相対的に著るしく低下させた今日、新しい発展の条件を孕む公海の漁場に比して、どれほどの意義があるのかといふ(新川 1968: 49)。

さきにも述べたように、生態学的に一つの危機に直面している最近の栽培漁業が現在直面する諸困難を科学的に解

決し、新しい漁業の分野として定著した時に、地先水面における準地代の問題は極めて興味のある課題として採り上げられる可能性が来るかとも思われる。しかし地上資源の開発は、土地保有制に奉仕してきたが、漁撈は今や脱土地保有制を志向すべきである、漁撈が国家の統制下に、単一所有者型の管理制度を確立したとき、全社会は長期に亘って最大の利得を確保できるであろうということを示唆している地理学者もいるのである。(Keen, Elmer A. n. d. : 21)

第二章 原始社会における土地と水体

わたくしは前章に於いて、マルクスの地代論をそのまま漁場賃料の問題を説明するために援用するのは種々の点で問題があるという理由の若干を掲げてきた。

しかしながら、自足水準にある諸民族においては、土地の上の権利と水の上のそれとは大して相異はないとされている。したがって、土地の上の権利に準じて水の上の権利の証明されている場合が多い。旧蘭領東印度統治法、新四五条 *het nieuwe art. 145, Regelings-reglement* に関する一九一七年九月一三日付の解説によると、『蘭領東印度(インドネシア)の水権の一般原則は全く欠如している』という驚くべき記載がある。これは稲作を基調とするインドネシア文化の本質がいかに理解されていなかったかを示す何よりの証拠である。

元来、インドネシアにおいては、古くから土地権の一部として土地の上の権利のほかに水の上の権利 *rechten op water* が認められているのである。即ち引水権 *vloeirrecht* 排水権 *taprecht* 及び漁業権 *visrecht* その他である。

ところが稲作文化とは無縁の欧米文化の中で育った学徒の文献では、この種の権利を取扱ったものが非常に少ない。すでに一九一四年二月三〇日、オランダ政府の上院には具眼の士がいて、ファン・コール Van Kool 及び秘書のプレイテ Pleyte の如きはこの種の研究の必要であることを指摘していた。インドネシアの場合は土地の場合と同様、水の場合においても、処分権（これについては後に説明する）beschikkingrecht は法秩序の基礎であり、最も重要な法概念である。しかし、水の占有権 bezitrecht とか、享有権 genotrecht というような名称は余り見当らない。しかし、土地の上の收穫禁止にも似た水の上における法概念『口止』はインドネシアの諸地域で認められる。

ところで稲作文化と深い関係を有つ、引水権や排水権はインドネシア西部の強い特徴を示しているといえよう。インドネシアに於いては水に関する慣習法は多くの場合原則が法式化しているだけで、種々の場合におけるその具体的な適用は、村落、その他の共同体の権威の義務的な指導に委ねられているか、或は裁判官に委ねられていた。尤も、バリ Bali やジャワの西、中部においては、多少明確、かつ相互に相異なる土着水法の規則が確立していたことはいうまでもない。半世紀も前にファン・デル・リンデン LINDEN, M. J. M. VAN DER は引水権がインドネシア経済の基礎をなす水田においてはラダン *ladang* と異つて重要な意義を有することを指摘したことは周知の事実である (Linden, van der. 1907)。

ホルネオの慣習法に関して古典的な名著を遺したマリנקロット MALINCRODT, J. も次のように述べてゐる (1928. 1: 378)。

『水の上に設定できる諸権利は、土地の上において取得できる権利と本質的に異なるものではない』と。

そこで、少しくインドネシアに関するオランダの慣習法学者の用いている『水の上の権利』なる概念について一言説明しておく必要がある。

普通、水の上の諸権利を取扱う水法 *Wassergesetz* は、『利水、治水を目的とする社会経済生活の秩序化のための法』(尙訳、1967:1)と定義されているから、其の他の水の上の権利、例えば、航海法、漁業法、鉱業法等々は凡て『固有の水法に属さなご』(Wüsthoff, A. 版権訳、1971:36)と考えられている。

たしかに文明的裝備 *zivilisatorische Ausrüstung* の発展につれて、水の上における権利も分化して複雑になり、例えばわが国における水に関する法令をとり上げてみると、漁業法、水産業協同組合法、海岸法、河川法、港湾法等々、他の関連法に分化しているが、何れかといえ、ば求心的な未分化の統合体系としての特質の顕著な第三世界の文化体にあつては、水法を水陸未分化の統合された法体系の一環として取扱う方が、現実、具体的な事実構成を理解するには便利な場合が多いであろう。

インドネシア慣習法学者も、従つて、水の上の権利の中に、漁業権、入漁権、航海権、治水権、利水権、砂金採取権等々の一切を包括させている。

たしかに、『水と土地とは、相互に積極、消極の両面において、密接な関係を有っているのであり、むしろ水と土地とは一体として考えられなければならない場合が多いといえよう』(尙訳、1967:15)。そこで水の上の法を説くに当つて、オランダのインドネシア慣習法学者に依つて開拓されたインドネシアにおける土地の上の権利について少しく説明したい。

インドネシアの慣習法学の成立は今世紀に入ってからのことであるが、不思議なことには、インドネシア慣習法研究の端緒となったのは、三人のイギリス人の著書である。すなわち、マースデン MARSDEN, WILLIAM の『スマタラ島』『The History of Sumatra, containing an Account of the Government, Laws, Customs, and Manners of the Native Inhabitants, with a Description of the Natural Productions, and a Relation of the Ancient Political State of that Island』1783. London, リンネズ RAFFLES, THOMAS STANFORD の『ジャバ島』『The History of Java』2 vols, 1817. Lond.: John Murray 及びクロローパー CRAWFORD, J. の『ヤンヤ群島史』『History of the Indian Archipelago containing an Account of the Manners, Arts, Languages, Religions, Institutions and Commerce of its Inhabitants』3 vols. Edingburgh 1820 年、これらの書物の長々題名そのものが示しているように、何れも慣習法を取扱っていることが分る。

たしかにオランダがインドネシアの経営に乗り出したのは一七世紀の初頭ではあるが、その経営に当たった東印度会社 De Oost Indische Compagnie は商社であって学会でも研究所でもなかったから、利害関係のある時にのみ、慣習法に干渉し、体系的な慣習法の適用や研究などには全く無関心であったといっても左程誇張であるとはいえぬであらう。

従って、理事官が金を支払わずに土地を捲き上げたり、旅先で美女を扉の前に侍らせたり、総督に謁見の際にはインドネシア人を除外したりするのが慣習法 adat だと心得ている者やえいたとらう (Wormser, C. W. 1946: 12)。
しかしその後、ムンティンゲン MUNTINGHEN, H. W. ホーレンツェッロップ HOOGENDROF, DIRK VAN ヴァルネタン

WILKEN, G. A. スヌック・フルフルフロンニヒ HURKONIE, SNOUCK その他の努力によって、インドネシア慣習法の研究は漸次進展し、一九〇九年、ヘーグの王立言語・地理・民族学研究所 het Kon. Instituut voor Taal, Land- en Volkenkunde に慣習法委員会が設置され、フルフルフロンニヒが委員長に、フォーレンホーフエンが秘書に任命されて、慣習法研究は愈々軌道に乗った。

越えて一九一〇年には有名な『慣習法集成』《Adatrechtsbundels》(全四十五巻)の刊行が開始され、一九一四年には『慣習法彙纂』《Pandecten van het Aardrecht (全一〇巻)》の出版が始まり、一九〇六—一九一八年には、インドネシア慣習法学の最初の体系的な労作である、ファン・フォーレンホーフエンの『蘭印慣習法』《Het adatrecht van Nederlandsch Indië》の第一巻が公刊された。この書は引き続き第二、第三巻が上梓され、一九三一年を以て完結したが、これら三巻の書物は、今以て、最も規範的なインドネシア慣習法研究の典拠となっている。

しかしながらヴォルムセルも云っているように、この偉大なフォーレンホーフエンの体系化した慣習法も本質的には農耕民族の民族法 het volksrecht van een agrarisch volk であり、『祐福な農民は満たされぬ知識人よりも、蘭印統治のすぐれた基礎である』(Wormser 1946: 21) という植民政策の観点に立てば、農村志向型の慣習法の研究が焦眉の課題であったことは止むを得ないとしても、島嶼国であるインドネシアの水界と人間活動との調整関係を規制する法的形相の研究が軽視されていたことはいかにも残念である。

特に最近におけるコリアー COLLIER W. L. らのジャワ村落の経済学的研究に依ると、発達途上国の蛋白補給源は主に魚に依存し、インドネシアの沿岸地帯は特に、高い生産性に恵まれていて、植物の成長に必要な栄養が集中して

いるというから、この未開発地帯はぜひ活用すべきであるという(Collier, W. L. 1977: 6)。特に汽水養魚池 *tambak* の漁業は一〇倍の潜在収量があるとされている。経済的見地から沿岸地帯に特に関心が向けられてきた今日、水法や漁業法に関する慣習法の体系的な研究が一層必要とされている。わたくしが本論において水法や漁業権を志向した理由も実はここにあるのである。

さて、これより水と密接な関係を有する、インドネシアの土地の上における権利について少しく記すことにする。いうまでもないことながら、非西欧の諸民族の社会的生産を研究的対象とするのが民族学(文化人類学)である限りにおいて、インドネシアの諸民族の社会的生産、すなわち文化の一形相である法体系の研究も、それが科学的に行われる限り、当然、多かれ少かれ、民族学の文化観や方法論の影響を受けぬわけにはいかなかった。従って初期の慣習法学者、例えばファン・フォーレン・ホーフエンなども、さきにも一寸触れたように当時民族学界で支配的であった、図式、直線、劃一、上向的な旧進化論の影響を、そしてトゥル・ハールの時代になると、これまた当時の学界の主潮を反映して機能主義の影響を示していることは否定できない。

ところでインドネシア慣習法学者は、土地と人間との関係をどのように観ているのか。わたくしはすでにわたくしの論文(岡村 1960: 356-366; Nishimura. 1969: 89ff; Nishimura. 1971: 623ff)においてこの問題についておおよそか言及しているが、インドネシア慣習法概論の中で最も新らしく最もすぐれた書物であるとされているトゥル・ハール Haar, B. Ter の『慣習法の原則と体系』《*Beginsel en stelsel van het adatrecht*》に於ては(1941: 54)次のように述べられている。

『人間の集団は土地の上に住まい、土地に食物を仰いでいる。一方、土地は人間の集団の死者を収容し、守護霊や祖霊を住まわしている。土地には生命力 *Levenspotentie* が瀰漫している。人間の生存はこの生命力と関係があり、且つこれに依存している。相関的關係と秩序とを有する人間集団と土地との生命共同体 *Levensgemeinschaft*、換言すれば、永続的にして、融即的思惟に根ざすこの共同体は、人間集団の土地に対する法的關係として把握できるし、またしかせねばならない』(西村, 1960: 365-6)

右に掲げたトゥル・ハールの見解に依ると、インドネシア人は人間と土地とが生命力によって不可分の関係におかれているという点で、明らかに一頃民族学界で大きな勢力を有っていたレヴィ・ブルュール *Lévy-Bruhl* の作業仮説、未開人の思惟の特質としての神秘的融即 *participations mystiques* を受け容れていることが分る。神秘的融即というのは、『存在するところ(being)は……同一の本質を共有する(being) *participer a la mêmes essence* を意味する』という原始的思惟法の特質 (*Lévy-Bruhl, L, 1925: 135*) をいうのだが、原始人に関するかかる思惟の特性はすでにレヴィ・ストロース *Lévi-Strauss* に依って否定され、近代人の科学的思惟と原始人の思惟法は知的活動の差異によるものではなく、唯、思惟の対象である事物の性質の差異に求むべきことが明らかにされているのである (*Lévi-Strauss, 1958: 254-5*)

わたくしはすでに兩三度に亘って、土着民にとって *Lebensnotwendig* なかれらの生活空間の法的關係を『一次的なかれらの思考の外装である呪力観的世界観の範疇に於いて説明すべきではない』(西村, 1969: 91; Nishimura, A 1971: 623-4) と主張してきた。わたくしたち民族学者の取扱う一次的問題は常に土着民の直面する具体・現実、

且つ直迫的な生活諸条件、そのものであって、かれら土着民がその長い歴史的生活行程において、かれらの全生活像をいかに観念的・哲学的に体系化し、脈絡化するかは別個の問題ではなからうか。

トゥル・ハールによると、インドネシアの民衆の生命共同体の最も注目すべき特質は、叙上の神秘的融即の原理に基いて、社会集団と土地とが不可分の実体を形成しているということであり、従って自己の生活する土地の他者への譲渡は不可能であるという点にあるという。

しかし、法共同体(家族、氏族、部族、村落等々)は現実的な事実として、自己の食域である土地を他者に譲渡することは考えることさえ不可能なことであり、この現実的非譲渡性が後に超自然的な契機と結合して、正当化され、強いヌミノゼ的拘束力を有し、恒久化した規範であると考えの方が妥当ではあるまいか。

マックス・ヴェーバーの述べるところによると、もともと純粹事実としての行動(習慣)に心理学的な態度 *Eingestelltheit* が加わることによって、『拘束感』を有つようになり、これが社会化し慣習化する(『超個体的伝播』 *überindividuelle Verbreitung*) ことによって、他人からの反応を意識的、半意識的に期待するに至り、延いては因襲 *Konventionen* とは異なる強制機構 *Zwangsanspparat* によって、法規範が保障されるようになるという(Weber, Max, 1948³: 398)。

更にヴェーバーはこの規範が慣習 *Gepflogenheit* そのものに帶著する絶対的的神性・カリスマ的啓示、或は呪的手段などに依存することを指摘してゐる(Weber, Max, 1947²: 402-3)。

オッター Otto, Rudolf 流に云えば、慣習がヌミノゼ的なもの *das Numinose* と結合した時に慣習法としての

正当性と強制力を有することになるわけである。

さてさきに述べたインドネシア法共同体の土地の非譲渡性の問題と関連してゲルマン法の総有 Gesamt Eigentum について一言触れてみたい。総有を近代的な所有の概念に基いて厳密な意味における所有の一態容であるとみなす限り、自由永続的な処分を本質契機とするのだが、果して現実の問題として氏族の生活領域を他者に譲渡することが可能であろうか。総有は空虚な概念図であってはならない。

今、インドネシアの共同体の土地の場合を検討してみると、西欧的な所有権の概念成立の要件である『自由・永続的な処分』を欠如している限りにおいて、インドネシアにはもはや、土地の上における最高の権利である所有権 eigendomsrecht は存在しないというのがオランダの慣習法学者の見解である。そこでかれらは『処分権』 beschikkingrecht という独自の法概念を導入したのである。ところがこの処分権に該当する土民の名称はなく、僅かにミンカンバウ人の用いる『ウラヤット』 ulayat がこれに相当すると考えられている (Joustra, 1922: 11)。

ところで『処分権』という名称を共同体に帰属する土地の上における共同体的排他的権能 uitsluitende bevoegheid の意味で最初に使用したのはレイニンスト Reynst, J. C. であり (一八二五年頃)、其後約六〇年を経て、リーフリック Lierinck, F. A. が同一の意味において使用している (Royen, van. 1927: 127)。

インドネシア慣習法学に『処分権』という法概念を定着・確立させたファン・フォーレンホーフェンは、この処分権なる概念の衰退と共に自由な土人占有権 een vrij inlandsche bezitrecht 即ち東洋的所有権が発展してくるのであるから、村落の諸制度と処分権との間に存在するすべての紐帯を理解せずに処分権を廃止するようなことがあれ

ば、土人占有権への発展はもたらされず、徒らに混乱を惹起すばかりであるという (Vollenhoven, van 1910: 10-11) のだが、わたくしは以前から、オランダの慣習法学者による『処分権』なる概念の定立は、インドネシアの民衆の間に、西欧的な明確な土地所有の概念の確立していないことを知って、逸早く『国有地宣言』《*domeinverklaring*》を行うための、科学的に擬装された、方法論的には少くとも非民族学的な処置であると考えている。

ところで、トゥル・ハールによると、集団の成員が共同で担う処分権によって、宅地、或は耕地と個人との結合が固まるのは、例えば開墾によって、一筆の土地の上にはじめて土人占有権が成立する場合であるという (Haar, Ter. 1941²: 71)。更に、例えば親族集団が集団として耕地又は養魚池などの上に土人占有権を有つ場合は、この集団の各成員は何れもその用益権を有つことになるわけである。

さて次に処分権が共同体の中で果たす機能ないしは作用について説明したい。ここでは詳細に処分権の諸作用に関する諸説に言及する余裕はないが、オランダの慣習法学者がこの処分権について指摘している顕著な特質を挙げる。と、(一)対内的作用 *de werking naar binnen* と、(二)対外的作用 *de werking naar buiten* である。(一)の作用は処分権と個人権の間の調整と関連している。一共同体の処分権の支配する空間は処分圏 *rechtsskring* と呼び、その区域内において個人が労働によって処分圏の特定の部分と個人的紐帯を強化するに従って、かれの耕地、菜園・養魚池・宅地等に関する共同体の権能は縮小するが、個人と共同体との関係が完了すると共に共同体の権能は回復するのである (Haar, Ter. 1941²: 55)。

ところで共同体の成員が処分圏内における生産労働によって取得する収益は、自己の核家族 *gezin* の生計維持に

必要な限りにおいて共同体の成員として正当な権利を行使したものと認められるが、例えば、交易の目的で一層の収益を挙げようと試みるならば、共同体の他所者 *gemeenschapsvrienden* として取扱われ、かれに対しては共同体の権利が対外的に作用するに至るのである。要するに共同体の成員が夫々平等な収益を挙げるように、処分権と個人権との間には不断の調整作用が営まれていると考えてよからう。

第二の対外作用にみられる特質は、共同体の他所者、他の共同体の成員が、共同体の許可を得て認可料⁽³⁾ *erkenningssom* (Haar, Ter. 1941²:61) を支払う、さらに賠償金をも支払って処分圏からの収益を許容されるという事実である。他所者の使用権は勿論共同体の成員の権利に比し、暫定的であり、内容も薄弱であるのだが、例えば首長間の婚姻関係に依って異なる二ヶの共同体が合意 *overeenkomst* によって相互に他を他所者と認めぬようになれば、相互の処分圏の上における開墾、採集権は対外的作用によらず対内的作用によって支配されることになる。

この種の共同体の処分権の対外的作用と関連して重要な現象は処分圏内における犯人の不明な犯罪 *delikt* に対する有責任 *aansprakelijkheid* である。例えば、処分圏内で死体が発見されると、死体発見の場所を死人の帰属する共同体に譲渡するが、これは処分権の基本契機、非譲渡性が否定される稀有の例である。トゥル・ハールはかかる有責任の根拠を融即の思惟に求めている (Haar, Ter. 1941²:63)。

叙上、簡単ながら、水法の準拠標となるべきインドネシアの土地の上における権利の中で最も基本的であり、最も重要な処分権を中心に論じてきた。

さて、これより、インドネシアの漁業権について考察を進めることにしよう。

第三章 文化との関連における漁業権

わたくしは、わたくしの大学における講義においては、くり返し、人間の出現と共に、自然は永遠に喪われてしまったことを強調してきた。たしかにひとは、自然に対して色々の見地 *Einstellung* を有つ。弁証法的唯物論者は文化や人間の社会も自然として取扱っている。この点、人間の社会的現象を『事物』《*choses*》とみたデュルケーム *DURKHEIM, E.* や、文化を『自然』と考える一部のアメリカの文化人類学者と余り枘格するところがない。勿論、わたくしは意識から独立した自然の存在を否定しようとする主観的観念論者でもなければ、自然を絶対精神の他在であると考える者でもない。わたくしの云いたいことは人類学は *Rahmenwissenschaft* ではないということである。*petitio principii* を振りかざして快刀乱麻を断つように一切の人間の現象を説明できると考えるものでもない。わたしがここに強調したいことは、法現象をも含めた一切の文化現象すなわち社会的生産と、自然現象との間における本質的差異である。文化は人間が自然的事物を媒体として創造した小宇宙 *Mikrokosmos* であり、シュプランガー *SPRINGER, E.* もいっているように、意味に充ちた世界であり、意味実現の世界である。自然には、音、色、形等々の属性があるが、これらの属性にさまざまな民族集団が恣意的にさまざまな意味を与えている。複雑な形像を有する文字や複雑な音声の構造を有する言語はともかくとして極めて簡単な例証を示すこととしよう。先づ色で云えば、赤色が『生命賦与』の意味を有する場合（先史ヨーロッパ）、幸運を意味する場合（日本、中国、タイ其他）もあれば、

反対の死の色である場合もあり、(インドのトダ族、古代エジプト)更にまた両義的である場合もある(中央アフリカのンデムブ族 Ndembu) (Turner, V. 1967:70)。従って人間以外の動物が真赤な夕焼の空を仰ぎ見た場合、かれらはこの最も波長の長い赤色の光線の物理化学的な刺激を、感覚器官を通じて知覚するに過ぎないが、人間の場合は、夕焼の空を仰ぎ見る特定の個人の帰属する集団が赤色に与えている恣意的な意味が、形而下的な刺激と必然的に合体して、特定の心理精神的反応を惹起す。音でも同様で、日本で《baka》と云われれば腹立ちもしようが、ジャワ語では『不朽』の意味を有つ。最も素笨な形を例にとれば、社会学者の間で三角形は男性の記号、円形は女性の記号として用いられるが、倒三角形は女性の象徴として用いられることがある。従って露わな、そのものとしての自然、意味づけられない自然は人間の世界においては最早存在を許されない。換言すれば自然は常にエミック的emic現象としてわたくしたちに立向う。従って人間の創造した小宇宙である文化が時間的経過のうちに変転する過程を歴史として把握するならば、歴史はレッシング Lessing, Theodor の云っているように『意味なきものへの意味賦与』《Sinngebung des Sinnlosen》(Theimer, W. 1950:49)とどうよりは、『意味に充ちたものからの意味の選択』《Sinnwahl aus Sinngefulten》であらねばならぬ。

人間が自然ばかりでなく、自己が創造した文化的諸現象に特定の恣意的な意味を賦与する場合、『形態人』《morphon》としての人間の存在そのものとその諸肢節及び機能が、価値付け、意味付け、秩序付けの概念図式を構成していることがある。自然、文化の諸現象が人間の性格、頭、足、右手、左手、腹、等々になぞらえられて、分類され、解釈されているわけである。『形態人』を概念図式とするかゝる分類法式は、リジャリ Rujali と呼ぶアムボン人

の記した郷土史にも記されているのだが、原典が遺佚してしまったので、これを利用したヤンセン Jansen, H. J. の論文に依存せざるを得ない (Jansen, 1933: 446-456)。これは身体の諸機能即ち、噛む、殴る、引掻く等々が外射され、自然物を媒体として、更に拡大、強化されたものが、かなな、やっとも、はむまあ等々の道具類であると主張する器官投射論 (Birker-Smith, Kaj, 1954: 76-7) を、更に社会の組織や構造を説明するために利用した場合の一例証であるといえよう。

後にも述べるように、漁業権の設定、適用の範囲等も『形態人』に準拠して規定されている場合があり、器官投射論は、更に社会現象より法規範にまで適用されていることが知れるのである。いうまでもないことながら、人間が世界の創造者、究極の起因者 Urheber にさえも自己の形態を賦与していることを想えば、原始時代より人間の凡ゆる行為やいても人間中心主義 anthropocentrism の立場をとるのも別に不思議ではない。原始時代より人間の凡ゆる行為や行動の概念図式となった『形態人』を脱却して、脱人間中心主義の立場に立つことが来るべき宇宙時代においては最も必要とせられるのではなからうか。

最後に一言せねばならないのは前資本主義の段階における諸民族の漁業権の問題である。漁業権はいうまでもなく文化の一要素であるから、文化全体との連関において考察せねばならない。文化の特質を十分に把握せずに漁業権を云為することは非論理的であり非科学的である。わたくしは生理解剖学的知見に基づいて社会的生産(広義の文化)を内的、非合理的、情緒的、民族的な文化(この場合は狭義の文化を意味する)と、外的、物的、技術的、論理的、世界市民的な文明とに分っているが(註註, 1960: 81-109) 文明化的裝備 zivilisatorische Ausrüstung の発展が1

義的に文化一般の進化の必然的予件とは考えられぬ。レグロス Legros, D. もいつているように、マルクスの立場でも、文化進化における技術的必然性を認めていないのである (Legros, D. 1977: 37)。少くとも、文化人類学の観点に立てば、文明的衝撃が民族文化に強い影響を与えはするが、文化は諸種の社会的生活機能の吻合と、其の調和化を意味する体系として固有の生を営み続けるものと考えられる (Thurnwald, Richard. 1935: 281)。

従って、外的な技術的な文明財を受容、同化しても一民族の固有の文化的生が存続していることは疑を容れない。この文明と文化との関係と関連して今、オクラホマ州においてアメリカ・インディアンの狩猟、漁業権の問題が法廷で争われている事実を茲に指摘したい。

事の起りは、一九七五年の夏に、シャイアン Cheyenne 族の者が数人、オクラホマの樫の森で白尾鹿 *Odocoileus virginianus* を狩猟中、森林保安官に密猟の嫌疑で逮捕され、禁錮刑の判決を受けたというのである。このような事件は過去数十年間に、何回となくくり返されていたのである。

実を云うと、シャイアン族と政府との間の契約に依って、一八六九年以降、かれらには指定保留地の排他的な狩猟・漁業権が与えられているというのが、シャイアン側の見解である。これに反してオクラホマ州の法慣習においては、シャイアン族、アラパホ族と政府との間の狩猟・漁撈域の割当規約は、一八九〇年十月三十一日以降、指定保留地に対しては廃止され、排他的なインディアンの狩猟・漁業権も無効になったとされている。しかし一九七五年の事件を契機として遂にシャイアン族はかれらやアラパホ族に保障されている保留地の排他的狩猟漁業権の侵害を理由に州政府を相手取って告訴した。この訴訟の審理の中心問題は契約文書、連邦政府に対するシャイアン及びアラパホ族

の特殊な地位、及び部族の成員に対する伝統的な部族政府の権威の存続を含むシャイアン文化の連続性等々であった。恐らくこの係争問題は最高裁判所まで持ち込まれるであろう。

この告訴事件の『専門家の証人』の一人は民族学者シュレジア SCHLESIER, KARL H. であり、他は一八七五年に至るシャイアンの歴史を記した歴史家バースロング BERTHRONG, DONALD J. である。シュレジアの特に強調している点は、州政府の側や、白人が利己と無知のために、シャイアンが決して同化された州の市民の集合ではなく、シャイアン独自の政府、独自の文化を有つことを理解していないという事実である。シャイアンには動物の濫獲どころか、自己の居住空間をはるかに越える全環境に対する配慮、或は動物の保護が儀式的に義務付けられている。これを敲守せねば、部族の全生命が危殆に瀕するからである。この義務は最も劇的なオヘオム *Oxheom* で履行される。これは『新生小屋』“Neulebens-Hütte”で、そこで執行される行事はしばしば誤って『太陽舞踊』“Sonnentanz”などと呼ばれているのだが、実は生態学的に深い意義を有つ重要な行事なのである。シュレジアの記すところによると、エリアーデ Eliade, M. の宇宙創造説においては、人間は宇宙創造の儀礼に参加することによって世界の初めのかの時 *illud tempus* に居合わせることになり、太古と少しも変らぬ生命力の貯えを以て生存を始めると考えられている (Eliade, M. 1957: 47)。まさに触れたオヘオムは雄大なこのエリアーデの宇宙創造説の定義を更に上廻る規模を有つもので、すべての被造物、物心両面の力及び現象を以て世界を段階的に儀式的に更新、再生させるのが主要な目的であるという。シュレジアによると、『したがって、オヘオムはシャイアン族が毎年、世界の福祉と保護のために生きとし生けるものに捧げる供儀でシャイアン族はわたくしたちすべてを代表して自らこの供儀を引受けている』

という (Schlesier, Karl H. 1977: 42)。私がここに特に強調したいのは、文明化的装備の発展の齎す外的な衝撃にも拘らず、固有の内的な文化的生は今なお潑刺として存続し、而も全文化、全民族の生を自己の責任において維持しようとする努力していることだ。換言すれば非西欧的な世界観的構造とそれを内的に支える独自の価値体系を担いつつシャイアンはそれなりに結果としては極めて合理的な生態学的処置によって裏付された狩猟・漁業権を主張しているといえよう。固有の民族の漁業権の意義と機能とそして役割を改めて再認識するには相応しい与件だと考えたので、敢えて漁撈権（漁業権）の序論の中にこの訴訟事件を加えることにした次第である。

第四章 海の上における漁業権

序 節

便宜上、漁業権を海水と陸水とにおける漁業に分けて考察したいと思う。漁業権の対象範囲はインドネシアを中心とし、最近公にされたアフリカその他の地域における漁業権に関する資料をも参考にして、自足水準における漁業権の性格を明らかにしたいと思う。

インドネシアの慣習法の基礎的資料としては『慣習法集成』《Adatrechtsbundels》や『慣習法彙纂』《Pandecten van het Adatrecht》などがあるが、前者はインドネシア慣習法学を初めて体系化し、一九〇六年から一九三一年に

亘って不朽の勞作『蘭領印度慣習法』(『Het adatrecht van Nederlandsch-Indië』)三卷を著わしたファン・フォーレン・ホーフェンの指導の下に、一九一〇年以降、慣習法委員会が古文書の中における事実上の資料、インドネシアのあらゆる裁判官の判決、若干の慣習法に関する獨創的な論文などを集成したもので、一九三三年以降はファン・オッセンブルック・ヘン・オッセンブルグゲン、VAN が指導に當っていた。オランダ王立蘭印言語地理民族学協会 het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië によつて、一九五五年に第四五巻が出版されている。

一方、一九一四年以降、同じくファン・フォーレン・ホーフェンの指導下に民族学的(文化人類学的)な文献から、慣習法に関する資料を抽出、題目別に整理し、九部十卷よりなる『慣習法彙纂』(『Pandecten van het adatrecht』)が出版された。

わたくしが漁業権を論づるに當つて利用したのは主として『集成』と『彙纂』であるが後者においては漁業権に関する資料を題目別に、民族学的文献から収録してあるので、利用に便利である。勿論、『彙纂』に抽出してある与件は文化的脈絡全体との連関において把握し難いところに、方法論上資料としての限界がある。ちょうど古人類学の領域において、頭蓋の一片、四肢の一片などが文字通り偶然、複数の場所で発見され、個体の『モルフォン』が明らかにされぬままに全く発生史的にも連関のないそれらの与件群から、手探りに近い形で人類系統史を再構成するに似ている。

しかしながら、自足的水準にある諸民族の文化における漁業権の如き法的形相はこれまで、殆んど全く組織的にと

り上げられていないので、水辺文化の実態への接近の一つの手掛りを提供することができれば望外の喜びだと考えてこの小論を敢えて発表することにした。何れ民族誌的資料の拡充した上で一層の内容の充実した論文を発表したいと考えている。

第二節 自由な漁撈

さきにも述べたように、土地と人とは呪力或は生命力によって呪的に結合し、生命共同体を形成している。この共同体、慣習法学的に表現すれば法共同体 *rechtsgemeenschap* の（呪的）生命力の源泉は、法共同体、例えば村落の供犠場 (*panggul laman, panning kulan*) とある (Mallinrodt, J. 1928: 68)。かかる法共同体は土地の上における最高の権利として処分権を有し、この処分権の適用される範囲が処分圏である。しかし共同体の居住・食域が奥地にあつて、そこから非常に離れた海岸に、塩、其他の水産資源の供給域がある場合には、この法共同体は二重処分圏 *de dubbele beschikingskring* を有し、*de heilige voorwerpen* があり、それはスラウェシ (セレベス) のとかオルナメント *ornament* とか呼ばれる聖物 *de heilige voorwerpen* があり、それはスラウェシ (セレベス) のトラジャ Toraja 族の場合のように武器であることもあれば、アムボンの場合のように石であることもあれば、パリのように樹木であることもある (Haar, Ter, 1941: 134)。これらの聖物は共同体の生命力、呪力の物質化であり共同体の統体の実在を示す有力な証左であるとされている。かかる聖物の呪的、或は聖的放射の圏内が即ち処分権の適用される範囲である。従つて法共同体の呪的放射の圏外では当該共同体の処分権は作用せぬから、自由な漁業権が

認められていた。

例えばマリク州では、アムボン諸島の外海 *ayer hitam* (字義通りに訳せば『黒い海』) では自己の島の者であると、他の村の他所者であるとを問わず、自由に漁撈することができ (Pandecten IV^b 2359)。またテルナテ Ternati では、釣竿や突刺具を用いて外海で漁することはできたが、村の村長や住民はギェップ *grip* と呼ぶ曳網の使用を喜ばぬので、その使用は許されなかったが、それでも、人々は結構この網を使用していたという。昔はしかしこんな規模はなく、人々は主だった町に住まい、そこから好む場所に出かけて行って自由に漁撈することができた。また多くの無主の島や土地があったから、ここでは誰でも自由に漁撈できたという (Pandecten 1, 524)。

ケイ島の住民は、海深十フアーデム⁽⁸⁾以上の海域では自由に漁撈できた。元来、村の住民はムティ *meti* と称する水色の変化している海域や珊瑚礁では平等な開発の権利を有っていた (Pandecten IV^b 2367)。

一方、南スマトラのジャムビ Jambi, Palembang, ラムボン Lampong 及びバンクレーン Benkulen などでは、海上漁撈にはいかなる制限も設けられなかった (Pandecten IV^b 2295)。また南スマトラにおいては一般に凡ての者は他所者をも含めて、海の幸をわが物とする権利があった (Pandecten IV^b 2294)。同様に南スマトラでは、居住地の処分圏が海に面していると否とに拘らず、海産物は、それを支配できる人々の財産であった (Pandecten IV^b 2296)。

インドネシアの中でも地域によっては、南スマトラのように、淡水漁撈よりも海上漁撈の方が一層重要視された地域もある。パサル・クロエ Pasar Kroë, プグン・タムバック Pugung Tampak, プグン・バンダル Pugung

Bandar 及びパダンの沖合にあるブラウ・ピサン Pulau-Pisang のマルガ *marga* (氏族) は特に海上漁撈に従事し、これらのマルガでは二九〇人を下らぬ住民が漁撈に従事していたという。

特にパサル・クロエとパサル・ムリヤ Pasar Meliya の住民の主要な生活手段は漁撈であった (Pandecten IV^o 2297)。

スマトラ北部のアッチェー Atjeh の慣習法によると、何人も自由に海上漁撈を行うことができたが、プカット *pukat* と呼ぶ、囊網漁だけは、重要な漁業であっただけに、一種の特殊な漁撈組織による漁撈が行われていた (Kreemer, 1923: 1: 108)。

一方、ケイ島では海産魚は食用に供するが淡水魚は禁忌となっている。淡水魚は川の守護霊だと考えられているからだ (Nutz, Walter, 1959: 20)。

第三節 地先漁業権

単に日本の特定の地域ばかりでなく、一般に外的な技術的な文明的裝備が十分に発展していない諸民族の漁民の間に住々みられるところではあるが、漁民の労働の場と居住の場とが、『一団の限定された生活地域をなし、そこに特色ある漁村社会の生活が成立していた』と桜田勝徳は述べている (桜田 1960: 283)。このような漁村社会がそのまま古代から伝承された共同体の性格を有っていたか否かについては、戦後否定的な見解がかなり現われたが、最近、公にされたいくつかの研究の中で、例えば岩本由輝の津軽石川鮭漁に関する研究の如きは、信憑すべき文献学的与件に

基づいて、十七世紀におけるこの地方の漁村には顕著な共同体的性格が未だ存続していたことを実証している。すなわち、毎年、鮭漁開始前に、中世土豪の系譜をひく山崎家を中心として、瀬主以下漁民一同が稻荷山に集合、湯釜を立てて託宣を行い、漁の豊凶を占い、川漁の際は更に漁場に杭を立てて依代よしろとし、御幣を立てて河畔で共食し、豊漁を祈願したという（並井・1970: 21）。かかる祭祀体系は明らかに、河辺漁民共同体の本質を示して余りありといえよう。

さて、わが国の地先漁業権の性格はいかなるものであるか。インドネシアの場合、漁業権は共同体の処分権に基づき、共同体成員の使用権 *gebruiksrecht* の性格を帯びているが、わが国の場合は、範疇的に云えば、始源的に、海辺共同体の、(インドネシアの処分権に対応する) 総有権であったものが、封建領主の支配下において、本質的には私権的な、形式的には公権的な性格を有する領主の土地所有制の下に包摂せられ（河・1948: 39）、地付村落漁民の封建領主に対する種々の形態の給付に対する反対給付の形態で、入会権として（山口吾彥 1957: 7）或はインドネシアの聖（下賜）漁場 *ornament* に対比される個人の排他的独占的な漁場（たとえば石干見いしひま）の所有権を下付されたものである。

さて、インドネシアにおける地先漁業権の範囲ほどの程度のものであったろうか。

一九三九年に出版された蘭印の六法全書《*De Nederlandsch Indische Wetboeken*》*uitgegeven door W. A. Engelbrecht* においてはすでに削除されていたとはいえ、法令公報 *Staatsblad*（蘭印の官報に当たる）一九一六年、第一五七号によると、『低水位（落潮時）に際して五フアーデムを越えぬ水深の凡ゆる場所で……真珠貝、真珠母貝、

海鼠、或は海綿を採捕する権利が完全に保障』されていた (Pandecten IV^b 2253) ことが分るし、この漁業権はまた譲渡し得ぬことが規定されている。これは当時に在っては、蘭印全般に適用されていたものであるから、土民の慣習法もある程度考慮に入れていたものであらう。

しかし、わたくしが前節において述べたように、ケイ島では一〇ファデームより深いところでは誰でも自由に漁撈できたところから、地域によっては地先における処分権の適用範囲が異っていたと思われる。

東部インドネシアのブル Buru 島の周囲では海岸からある一定の距離内の海域においては土着民は漁業権を認められていたといふが (Pandecten IV^b 2363) この距離は明らかにならなう。

東部ジャワ、ミンギル Bangil 郡のある村落で確かめたところによると、漁業権は海浜沿いのこの郡の住民に帰属し、ミンギル郡の隣接郡であるンスルマン Pasuruan やスラバヤ Surabaya の住民にはこの権利は与えられていなかったようだ (Pandecten I 614)。

西ジャワ、バンタム Bantam のある村の宣言に依ると、沿岸のどの村落でも海中の一定の区域では他村を排除して漁撈する権利を有し、かかる独占的な漁撈域を『プタネカン』《petanèkan》と呼んでいたといふ (Pandecten IV^b 2377)。ラントルトン LABBERTON, HINLOOPEN VAN の『慣習法辞典』《Dictionnaire de termes de droit coutumier Indonésien》を検索してみたが、この『プタネカン』の語彙そのものについては何の説明もなく (1934: 587) この語の典拠となつた『慣習法彙纂』にも別に説明が加えられていない。

ファン・デル・テューク VAN DER TUUK に於て *petanèkan* の語根 *tanèk* の原形は *tanèh* であり *patanèkan*

が *patanëkan* に転訛したのであって、その動詞形は *mëtanëkan* であるという。*patanëkan* というのは、*tuwah* 即ち柳子酒の粕のような、泥もしくは砂が堆積している場所を云い、単に *tanëkan* といえは右の如き泥や砂が沈澱することを示す名詞であるという。要するに *patanëkan* (パタヌカン) は河川から自然に運搬されてきた砂や泥が河口の周辺に沈澱した地域を云うのであらう。

『ブタネカン』は蘭印慣習法学者の表現を借りれば、一村落の海中における処分圏であると云えよう。この種の処分圏はマルク州では『ラブアン』《*Labuan*》と呼んでゐたやうである (Pandecten I 535: IV^b 2359)。但しこの村落に帰属する法圏は陸が見える範囲に広がっていたというから、かなり広い地域に跨っていたことが知れる。ケイ島では岩礁が広がっている限り、村落の前面の海域は村の領海 territorial water であつたといえよう (Pandecten IV^b 2368)。

一方、ハルマヘラ Halmahera の土着民は、湾内に『魚の利用権』を有ち、この権利は地区毎に、次には、村、或は共同体毎に分割され、更にまた村の凡ての住民は夫々自己の持分を頒ち与えられていたという。一方、区長はまた他所者の漁場を指定して、水揚の一部を許可料として受取つていた (Pandecten IV^b 2358)。かかる漁撈域の割当は土地の地割制に対応していたといえよう。これも漁業権の属地性を示すものであるかもしれない。

また、バリにおいても、デサの領域に海岸があれば、住民が希望する限り、他所者を斥けて海岸沿いの海中で漁撈したり嚙煙草用の石灰を得るため、或は其他の目的を以て、珊瑚石を採集する権利を有つていた (Pandecten I 594)。一般の土地の上の権利に関する慣習法と異つて、海浜に関する慣習法は、ただ荒蕪地 *woesten land* に関するも

のである。砂浜はミンカバウの慣習法では、たとえ私有地に接していても、荒蕪地とみなされ、常に無主物 *res nullius* として取扱われている。然し砂浜と荒蕪地 *taman mati* (死んだ土地) との相異点は、後者の場合は先占 *occupatio* した上で、共同体の処分権に基づいて開墾権 *ontginingsrecht* に依って、開墾し、其上に土人占有権を取ることができるが、前者の場合は、先占することができなかった (Willinck, 1909: 581)。

第四節 漁場の形態と標識

わたくしたちは、インドネシアの慣習法学の観点からみると、特定法共同体の処分圏内に含まれる海域は法共同体の漁場であり、特定の魚種、特定の漁期、或は特定の漁具と関連して、最も漁獲の効果を挙げることでできる漁場内に特定の場所を漁点として区別することができよう。漁点は民族学的には興味のある題目であるが、これに関するインドネシア慣習法の資料は極めて少い。

(1) 漁場の形態

さて『慣習法彙纂』を検討したところでは、漁場の形態は余り明らかではない。さきにも述べたように、漁場の範囲を規定する条件として、或は海深、或は陸地からの距離、などが挙げられているが、底質や海底地形、風向、潮流及びフォナーナやフローラ等々の生態学的諸条件は対象地域によって千差万別であるから、一概に漁場の形態や範囲を云為することはあまり意味がない。

本論においては、さきにも述べたように、インドネシア域の漁業権を中心として取扱ったが、インドネシア域は海

洋人類学的にはウォレス線 Wallace's line を境界として範疇的に潟文化 Wattenkultur 域と礁文化 Riftenkultur 域に大別できるとわたくしは考えている (Nishimura, A. 1978: 154; 四村, 1975: 7: 37-57)。周知のように、ウォレス線は元来、生物学的な境界線であると同時に地質学的な境界線でもある。すなわちウォレス線の西方海域は大体、海深四〇―五〇メートルに過ぎず、南シナ海からジャワ海にかけて処々の海岸には泥質干潟がよく発達し、海岸の勾配は極めて緩慢である。これに反して、ウォレス線の東方では、海深が大きく珊瑚礁が発達している。従ってウォレス線を中心として西方域と東方域とでは漁撈文化も異なり、漁撈文化の物質的基礎的条件をなす漁場の範囲や形態も自ら異なるものと思われる。

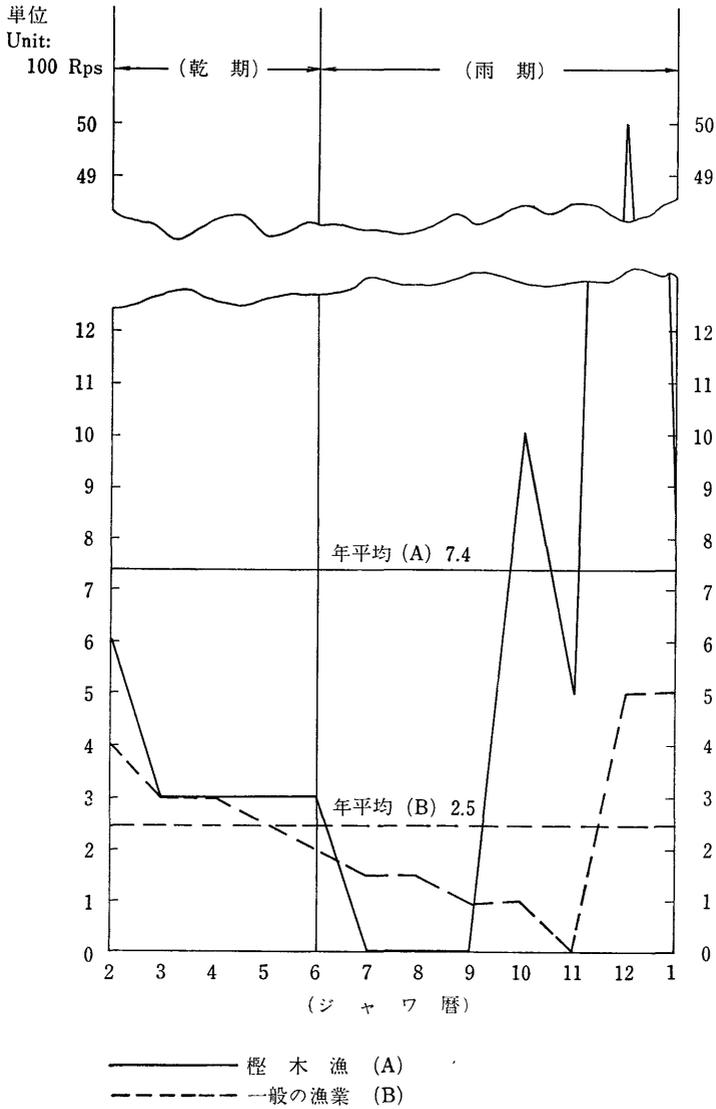
今、試みに西方域の泥質干潟地帯に面するスコロロ村の漁場について説明してみよう。

スコロロ村はマドゥーラ島に面するスラバヤ市近郊の漁村で、漁撈形態としては、釣漁 *pancing* 道具 *guri* 日本製の椶木漁に相当する *masang*、日本の魬に相当する *sero*、更に汽水養魚地 *tambak* などを挙げる⁽⁹⁾ことができる。

わたくしが一九六〇年前半をスコロロ村の調査に携った時の聴書では、養魚池はさておきスコロロ村における椶木漁の水揚高は、挿図に見るように、一般の漁法による年間水揚高、七四〇ルピアに対し実に五、〇〇〇ルピアに達していた(一九五九年度)。

そこでスコロロ漁村の経済生活の上で、詳しく云えば主に養魚池における栽培漁業に依存するスコロロ・キドゥール Sukolilo Kidul 部落はともかくとして、海上漁撈に依存するスコロロ北方のスコロロ・ロール S. Lor やスコロロ・テンガ S. Tengah において重要な役割を果たしているマサン漁の漁場について述べてみよう。マサン漁の漁場

第一図 スコリロ・テンガ漁民の月収 (1959)
(西村原図)



漁業権の原初形態

はスコリロ海岸の東方約四キロのヤンセン水道 Jansen's Channel に沿い、潮流の流向に直角に位置し、北から (一) *Turus Lanangan*, (二) *Turus Bangmoto* (三) *Turus Keputih* の三漁場が展開している。ランガンの漁場は幅二メートルの帯状をなし、その中央部に多数のトゥルス (日本でいう榎木、スコリロでは椰子樹) が一列をなして林立している。この林立するトゥルス六本一単位をゴゴラン *gogolan* と称し、二群の中央二単位が村長、その東一単位が回教吏 *mukim*、西一単位が書記 *carik* 警吏 *kepengeran*、伝令者 *kebyan* の順序で割当てられていて、これらの役人のトゥルスの両側は、一般人の漁場 *gogol* 占有者に割当てられている。毎年、ゴゴルの割当は籤によって行われているという (Nishimura, 1968: 28)。その後一九七四年わたくしは矢野敬生とともにスコリロに赴き、矢野は同地に一年半に亘って滞在、更に南方にこの種のゴゴルのあることを確認している。

一方、インドネシアの東方漁撈文化域の漁場については、わたくしは未だ十分な資料を有合わせていないが、太平洋や大西洋における若干の例より見ると、海岸に平行して走るいくつかの帯状区域に分れ、此帯状域が更に海岸に垂直に走る若干の線によって基盤の目のように分けらるている場合がある。例えば沖繩本島の国頭村、安波の海岸を調査した常見純一によると、海岸に沿って多数の焼畑が並び、海岸線に平行にいくつかの帯状海域が区劃され、それが各人の焼畑の境界線から海岸に向かって垂直に走る線に依って基盤の目のように区劃されているという。而も区劃された漁場の名称はその前の焼畑の地点に因んだ名称が付けられていたという。しかもこのような漁場の区劃はブラジルのコケイラール *Coqueiral* の漁場の分類と極めて類似しているのは面白い。

コケイラールでは北ではバリーガ *Bariga* 南ではムカトゥーン *Pacatuba* と称する山脈があって、漁点観測の共

通目標になっている。漁場はジタイ Gitai 村からホロ Joro 村に至る長さ約二〇哩、大陸棚の周縁から海岸に至る幅二十哩の海域で、大陸棚の周縁の外はまさに他界であり、この線を越えて筏 jagada を進める船長は『悪魔を誘うもの』であるといわれている (Forman, S. 1970: 66)。

この海域は海岸に向って垂直に走るリーソ *liso* と呼ぶ平坦な砂の底質域によって、十ヶの海域に区劃され、この細長い海域は、更に海岸から約十哩の沖合に横たわる岩礁から大陸の周縁に至る海域を略々海岸と平行する五ヶの带状海域に分ち、さきに記した垂直な带状海域と交叉してここに五十ヶの漁場が区別される。各漁場は沖繩の場合のように地先の地名と海岸に平行して走る带状海域の名称とを組合わせて夫々の名称としている。例えば、ラーソ・ド・マール・ド・グルーフ *razo do mar do Gurujú* の如きである。

カリブ海のマルティニク Martinique の東北方ナス・プワントゥッ Basse-Pointe とトゥリニテ Trinité との間における海域も次のように带状の海域に区別されている (Lévy, J. J. 1976: 74-5)。

名	称	河岸からの距離	魚種	漁期
ファブリック	Fabrique	三一五キロ	赤い魚	七月八月
	又はモッコ			
アメリカ	l'Amérique	六一三五	鰩、飛魚、うづば、しいら	二―九月
ミクロン	Miquelon	四〇	さより、おにかます	
シベリー	Sibérie	四五	赤い魚	七月八月

但しマリティニク島の場合は漁場の名称が明らかでない。従って漁場と地先名との関係も明らかでない。東インド

ネシア域については、この種の報告がないので今後の研究に俟つことにする。

(四) 標 識

魚族の豊度の高かった古い時代においても、漁場や漁点 *Fishing spot* の上における処分権や所有権（インドネシアを除く）、或は占有権、使用权、享有権などは強く主張されていた。

一般的に云うと、漁点の場合は秘密にされている場合が多く、佐渡の北小浦では自分の働ける間は秘密にしておいて、愈々働けなくなると、子を連れて行って、その場所を伝授した（菅田・1949: 23）というし、山形県の飛島では蛤穴の所有権が認められていて、娘の嫁入の際にこれを譲渡したというが（畑井・1951: 43）、沖縄にもまた同種の慣行を見出すことができる（西本・1967: 193以下）。

これとは反対に漁点を明示する場合もある。一九七八年十二月にわたくしはネパールのポカラ Pokhala で *Phewa*, *ルン Rupa* 及び *バグナス Bagnas* の三湖沼を調査する機会を得たが、*バグナス湖* においては古くから投網 *katjal* が使われていて、投網を打つ場所には木の枝を湖中につきさしておいて、漁点の標識としていた。これを *カルス kharsa* と呼んでいた。

またマルティニーク島においても漁礁が発見されると、他人には秘匿しておいて、海岸における自然的或は人工的な目標の尖端を利用し、三角測量の要領でその位置を確かめている（Levy, 1976: 76）。

ところでインドネシアにおいては漁場を表示している事例が少くない。例えばジャワのトゥバン Tuban に関するヤスパー Jasper, J. E. の報告によると、凡ての漁村は自己の漁撈域を有しているという。慣習法委員会はこの漁撈

域を処分圏と解していた。ここにはテンダクス *tendaks* と称する標識があつて、大きな乾いた椰子の葉に石の碇や他の錘を綱で結びつけて、一定の深さに沈め、この綱の上端には長い竹の浮子を結びつける。ところがこの種の漁場の標識は、或る季節になると夜間には『魚の園』《*vischtuin*》となり、多くのラヤン *layang* (原文には学名が *Caranx kurra* とあるが、この叙述は西ジャワを取扱つてあるから *Decapterus russelli* Rapp. 即ち『オプカ』が正) (Schuster, W. H. and Djajadredja, R. R. 1952: 89) が群がる (*Adatrechtsbundels*. 1921, 19: 326)。漁夫たちはこの魚の大群を綱で取り巻き、ゆっくり網で掬つては船の中に放り込むという。ともかく雲霞のようにジャワ海に集つてきては、またいつの間にか消え失せるこの魚の大群を、土着の漁夫たちも神秘的な存在であると考へているに相異なる。而もかれらは海岸を避けて沖合を徊游するので、テンダクスに惹かれるものと思われる。日本のいわゆる『しいら漬』なども、本来は標識であつたものがこのように漁具に転化したのかもしれない。ヴェトナムにもこれに似た漁法マン・モー *manh mo* がニャーチャン *Nhatrang* 湾などで行われている (*Tran-van-tri*. 1952: 52)。

ところで標識の問題に戻つて、トゥバンばかりでなくジャワ沿岸では多くの村落で、自村の漁撈域(漁場)を区劃しているところが多いようだ。例えばブカロンガン *Pekalongan* では約四〇デカメートル毎に、竹に椰子の葉を押し込んで下に石の錘をつけた『バンブ・タリ』*bambu tali* を水面に泛べておいて標識にしたという (*Pandecten IV*² 2372)。

更にまた北スマトラのアッチェーにあつては、入江には夫々境界標識があつて、舟主 *pawang* が舟を出し入れし

たり、手入したりする入江が定まっていた。この舟主組合長は *pangima* の称号を有つが、それには組合の推薦と地域首長（サギ長、即ち管区長）の同意とが必要であった。入江の背後の海は他の入江の者にも開放されていた。隣りの入江に入って漁撈を行うと紛争の種になる。この場合は、舟主組合長が調停に当たる。毎年、自己の入江に神を勧請して舟主の仕事に祝福を冀う海祭 *kanduri la'ot* を執行う場合、境界は最も重要な意義を有つという（Pandecten IV^b 2263）。しかし一書によると、北部アッチェーには『海の長』*pangima la'ot* と同じ職があつて、各漁場で漁夫たちの漁撈時間・漁撈域などを調整して、漁夫間に紛争の起らぬように配慮し、秩序と安寧を維持し、慣習上の海祭りの世話もしたという（Pandecten IV^b 2262）。しかしこの場合、入江間の境界の標識については明らかにされていない。

最後に栽培漁業の場合における標識について述べよう。西ジャワにおいては海岸から近距離にある区域を長さ〇・三ないし〇・六メートルの四つ割りにした割竹で仕切り、割竹の下部〇・二メートルまでは海底に突刺すとある。割竹は相互に密着しているので、割竹の囲いの中に播いた二枚貝の稚貝が垣の隙間から外に出ることはできない（Pandecten IV^b 2376）。

第五節 漁業権の制限

本来、インドネシアの沿海民衆は、処分権に基づく漁業権を自由に行使できる筈であるが、宗教・政治・社会・経済的コンステラチャーネンの変動に対応して、海面における共同体処分権に基づく処分圏内の自由な漁業権の範囲、

容態等も色々に変動する。しかしインドネシアにおける多くの民族にあっては、様々の漁業権の変動にも拘らず、釣漁だけは常に自由に行うことができたようである。

例えば東インドネシアのテルナテ Ternate においては、昔は煩わしい規定などはなく、希望する場所で漁撈できたことはさきにも記した通りである。しかし、かかる状況が変化しても釣漁だけは許されている。

これはわが国でも同じことで、明治初年に伊豆の内浦では網子たちの『小かせぎ』と称する小規模の漁撈労働にも、本来他村の者が納めるはずの『網度代』を徴収されたが、釣漁だけは全く自由に行うことができたという(密田 驥・1966:180-1)。一方、岡山方面においても釣漁民は後の時代になっても比較的自由にどこの漁場にも入って行けたし、漁場の独占的用途という考え方も余り発達しなかったようだ(宮嶋・1961:6)。

これらの事実はいささかも、釣漁技術の原始性又は素笨さとは関係がない。恐らく、わたくしがこれまで度々述べてきたように、最も原初的な漁具は固定的な定置漁具、即ち石干見であったろうし、可動的な笠のような、定置漁具も、満洲ジャライノール Jalainor で旧石器時代の遺跡から発見されている (Nishimura. 1969:11)。勿論これらの漁具の出土年代については学界にも異論はあるが、極めて古い時代に属することはいまでもない。しかし、釣針の歴史が石干見のように、ホモ・エレクトゥスの時代まで遡るとは到底考えられぬし、釣漁、突漁、射漁等の漁法と関係のある細石器の出現は中石器以降のことである。自由な釣漁の許されているのは、当該漁撈要具の原初的人格よりも、非固定性、非生産性と関係があり、釣漁では精々家族の自足的需要を立たす程度の生産量しか取得できぬことが共同体内においても十二分に認められているからである。自足水準の共同体の成員に許される狩猟・漁業権は、自給・

平等・自由の原則の上に立っている。

この自由・平等・自給の原則の上に立つ等質の漁業権は今までくり返し述べてきたように共同体の処分権（ゲルマンの総有権に相当）に基づくものであるが、特定の個人又は集団がその創意と労働とによって特定の生産要具を創造した場合、労働によって形成される個人又は集団と当該生産要具との間の人格関係によって生産要具そのもの、或はその設置の場所に所有権或は占有権が成立する。

例えば南スラウェシの筓 *bila* 設置の場所は一定していて、その占有権者は最初の設置者の家族が世襲している。バラバドゥア *barabadaua* と呼ぶ固定した定置漁具も筓と同様の法的関係を示している。この漁具は『慣習法彙纂』の註解によると、石干見であろうと思われる。即ち浜の近くに弛く石を積んで概ね方形の区劃を並べ、各区劃は隔壁に依って閉鎖されている。一番浜から遠い区劃は高い壁を有つとあるからだ（Pandecten IV^b bl. 848）。

このように個人的な労働の給付を契機とする漁具の単独所有（占有）形態の成立とともに、一方では外的な政治的・宗教的権力の介入に依って一層平等な漁業権の制限が現われてくる。

例えば南スラウェシでは沿岸の郡長だけが河口に筓を設置する権利を有し、ビナム Binamu の郡長は自己の領域内の海岸の一部に沿って、漁業権、或は漁撈の許可権を有つと云う（Pandecten IV^b 2337）。

更に、共同体内における権力構造の形成と共に、処分権に基づく平等な共同体成員の使用・享有権が、政治的カリスマ的権威の影響下に固定化し、私権化し、特定の漁場、又は漁点或は漁具の上に個人的な権利を設定するようになるのである。

さてわたくしはさまざまに *ornament* とか *pusaka* などと呼ばれる聖物が法共同体の単なる統合の象徴ではなく、法共同体を内的に賦活するヌミノーゼの実体と考えられていることを示した。かかる聖物 *ornament* を中心に結合している地域共同体 *Streekgemeenschap* は『聖物共同体』⁽⁹⁾ *ornamentschap* と呼ぶ南セルベンスの特殊な地縁法共同体である。聖物はマカッサル語ではカロムボワ *kalompowang*、ンギ語でアラジャン *arajang* といひこれを保管する者をカラエン *karaeng* とかアルン *arung* とか呼ぶが何れも支配者の意味である。これらの聖物共同体が結合してゴワ *Gowa* とかボニ *Boni* の如き大きな王国を作ることもある (Cassuto, 1936: 117)。

さてこの聖物はスラウェシのバンカラ *Bangkala* 副分州のやうに海底の堆である場合もある。これら首長の『聖推』*ornamentsbanken* では、首長の許可を得ずに海鼠や海草類の採捕は許されない (Pandecten I 516)。一方、特定の水域が『聖水域』*ornamentswater* として首長に下付される場合もあり、この場合も首長の許可を得ずに漁撈することは出来なかつた (Pandecten I 516)。

しかし、この種の漁撈の制限を唯、一義的に政治権力との関連において考察するのは適切ではない。外面的な形態においてはたしかに権力構造と関連があり、内面的に考察すればそれが強力なヌミノーゼ的契機に依つて支持、強化されているのだが、その実質的な目標は、海辺共同体の長い生活体験に基づく生態学的処置であることが少くない。さきにも述べた特殊な曳網や帆の使用禁止、*boreh* (黄色顔料) の使用禁止、*sasi* 権の設定 (『口止』) などは明らかに、魚族保護の手段として極めて有効な機能を果たしているといわざるを得ない。アムボンにおける『口止』の設定される時期は多数の魚が集る時期で、恐らく産卵期であらうといわれている。マルク州のヌフトゥトゥ *Nuhutut* の

オヒダイル Ohidair 湾では、入会漁業権が認められているから多くの村落の成員の入漁が可能であるが、一年の多数ヶ月は閉鎖宣言（口止）が発せられる。プレイテ Pleyte などは、かかる宣言は、恐らく魚族の保護のためであると推察してゐる（Pandecten IV^e 2366; 2368）。ところがジャワのプリアンガン Priangan においては、明らかに魚族保護を目的とする法令が制定されていて、第一条では河川の淵ではいかなる方法によるにせよ漁撈は禁じられ、淵の上流と下流に境界標を建てて淵の名称を表示してあった。第二条では七月から十月にかけて管内の河川では釣漁のみを許可し、第三条では、七月十月以外の月には第一条で指定された淵以外の漁撈を許可しているが、次のような、厳重な制限が設けていた。

(a) 釣漁は許可する。(b) 直径 $\frac{1}{4}$ メートル以下の笊 *ayakan* を使用すべきこと。(c) 投網 *jala* は四センチ以上の編目 *duwa ramo lepas* を使用すべきこと。(d) 掬網は使用できない。(e) 釜 *bubu gède* 或は *bubu nyéré* の開口部は直径〇・七五センチ以下であること。(f) 四つ手網 *srib* は編目一センチ以上、面積四平方メートル以下であること。第四条では第一ないし第三条の規定を犯した者は処罰する旨の規定がある（Adatrechtsbundels. 1911. 4: 318-9）。首長の権威と結びついたマオリ族の鮫漁の口止、ソシエテ島のアリーのソコダラ、カツオ類の口止、ハワイのイカの口止など、すべて魚類の保護と関連のある生態学的処置である（田村, 1977: 22）。

第六節 漁業権の対外作用

陸上及び海上における共同体の処分圏内において、共同体の成員は処分権に基づき、土地又は海面における用益権

を有するが、成員外の海面使用に対しては、種々の条件が設けられている。さきにも述べたように処分権は共同体の成員と土地又は海面とのヌミノーゼ的な内的な結合関係の法的な表現であるから他所者が共同体の土地を使用する場合には、共同体の供犠場で供物を捧げ、共同体の成員とヌミノーゼ的に同化せねばならない。海の場合も同様で他所者は、何らかの条件を充たさねば、他の共同体の処分圏内では漁撈労働には従事できない。

ファン・フォーレンホーフフェンはかの浩瀚な『蘭印慣習法』の第三巻において極めて簡潔にインドネシアの漁業権について次のように記している。『外海の漁業権は慣習法によれば全く自由であるが、政府の規定では事情が異なる。海岸、河川、溪流の漁業権の取得には、狩猟権同様、土着人の他所者及び非土着人は予め許可を必要とし、多くの場合、許可料を支払わねばならぬことを想うと、漁業権は、部族、村落、その他の処分権と関係がある。他人の占有する土地、或は他人が合法的に堰止めた、ため池における漁撈は、唯、権利の所有者か、その同意を得た者にだけ許可される。海浜における鹹水養魚池（正しくは汽水養魚池、タムバック其他）と水田における淡水養魚池の間には多くの差異のあるのは当然である』（Vollenhoven, van. 1933: 480）。

叙上の叙述にも見られるように、他所者に対しては種々の漁業権の制限があり、これは共同体の処分権の対外作用に基づくものと考えることができよう。

若干の例証を示すならば、マルク州においては、海域の処分圏、即ちラプアン *labuan* に帆を設置する場合には、他所者は自村の生産物の一部を当該村落に差出さねばならなかったし、ケイ島などにおいては、他所者が帆を設置する場合には、特権を与えてくれた村に、『処分権に対する適正な補償』を支払った上で漁撈することができた（Pandec-

ten IV^b 2368)。マックス NUTZ, WALTER の記す処に依ると、ケイ島で使用する筈には『スキル』*sekur*, 『ウ』*wu* 及び『カナダン』*kanadan* の三種があつて、割竹で格子編みした『カナダン』は外来の移住者がもたらしたものだといふから (Nutz, W. 1959: 21) 『慣習法彙纂』に記載されている筈は、カナダンであつたらう。

更にマルク州のブル島においては、他所者が沿岸で漁撈する際には当該部族 *Jemai's* の同意を求め、更に一定の税金を差出さねばならないという。しかし、この慣習 (法) は、一般的ではなく、この種の慣習 (法) の行われているところでも、必ずしも厳重に実行されていたわけではない (Pandecten IV 2368)。

このように漁業権は若干の貢租を支払えば他所者にも許されていた例は少くない。ニアス Nias 島においても海濱の漁撈は土着住民の権利であると考えられていたが、かれらと友好関係を有つ者には漁撈が許されていた (Schröder, E. E. W. Gs. 1917: 147)。ニアスの或海岸で実際に漁撈に従事していたのは主にマライ人で、逆に漁撈を望む現住民から若干の貢租を取立てていたようだ。しかしニアス島南部では土着人が海岸に居住して、自己の安全にさえ気を配れば何の拘束も受けるようなことはなかったという。

フィリピンに於いても首長の村落 *barangay* に帰属せぬ他所者は賦課金を支払はねば、漁撈に従事することも市場で交易することも許されなかった (Pandecten IV^b 2325)。

しかし地域によっては他所者に対する対外作用が極めて強力で全く漁撈を許さぬ場合もあり、たとえ漁撈を許可しても漁具に厳重な制限を加えた場合がある。マルク州のサレイエル *Salayyer* 分州では管轄内にある島の海濱で、他所者が帆や竿を設置することを認めなかった (Pandecten IV^b 2355)。

第五章 陸水の上における漁業権

第一節 地表水体の上における『処分権の適用範囲』

ドイツの水法学者ヴェストホッフ WüSTHOFF, A. の述べるところによると、『地上水体の利用は中世前期においては、マルクゲノッセンシャフトの共有財産であった』（著書 1971: 2）という。インドネシアの多くの地方においても、法共同体の処分権の適用範囲、即ち処分圏内では、法共同体の処分権は原則として法共同体の凡ての成員に地表水体の自由な利益を許し、当該法共同体に帰属せぬ他所者にも、一定の条件を充たすならば、地表水体の享有権 *genotrecht* を賦与した。特定の地域においては、共同体の首長に貢租を差出せば、水体内に定置漁具を設置し、其の上に占有権を設定することができた。勿論、この場合、当該漁具の設置者は、かれの労働力の投下によって区劃された水域の内容物に対して排他的独占権を取得するわけである。

そこで問題になるのは法共同体の処分権の地表水体の上における適用の範囲如何の問題である。

例えばバリ島においては、若干のデッサ *dessa*（村落）連合の領域内に存在する河川、湖沼では、何人も自由に漁撈を行うことができ別な特別の許可を求める必要はなかった（Pandecten I 594）。スマトラのミンカバウ *Minangkabau* のパダン Padang 高地では旧来の慣習法が純粹に保存されていて、漁業権の原初形態を伝えている

とらわれる (Pandecten IV^b 2272) が、こゝでも『川自体は誰のものでもない (無主物)』から漁撈の際は流水に臨む土地の占有者の許可さえも必要としなかったという。一般にパダン高地では、狩猟同様に漁撈の場合にも、漁場の制限を受けることはなかったというが、面白いことには、土着民の永い間の生活体験からパレムバン地方同様、淵 *labuh* における漁撈を禁止しているような場合がある。勿論、これは『地方法』 *adat man dihatathon* の場合であるが、かかる禁止は魚族の保護や増殖と関連のある一種の生態学的処置だったのでなかろうか。カリマンタンのマハム *Mahakam* 河の禁漁は、しかしながら明らかに生態学的処置であって、同河沿岸のバハウ *Bahau* 族の首長は、魚族の現存量から判断して必要だと認めるや否や、一定の河川の『口止』を宣言し、この禁を犯した者には罰金を課する権利を有っていた (Pandecten IV^b 2323)。これはカヤン *Kayans* 族の場合も同様である (Adatrechtsbunders. 1917. 13:226)。これまで述べたところから明らかであるのだが法共同体内の地表の水体に於ける漁撈は原則的には自由であったようだ。更に若干の例証を掲げてみよう。ミナンカバウの場合、十三コタ (部落) の河川や湖沼は共有財産であると考えられていたから、部落の者は誰でも河川や湖沼で自由に釣漁や網漁を行って生活の資を得ることができた (Pandecten V^b 2271)。カリマンタンのラハイ *Lahai* 河附近の村々でも、村の住民は湖水で自己の必要とする魚を採捕できた (Pandecten IV^b 2320)。ミナハサでも、『始源的な慣習法』 *adat kabiasain* が極めて確実に示しているところに依ると (Pandecten IV^b 2326; 2327; 2331) 種々の漁法によって魚を捕ろうとする者は別に沿岸の占有者の許可を必要としなかった。流水や湖沼は何人にも属さず、全民衆のものであるとみなされていたから、どこの川や小川からでも、自由に魚を捕ることができたという。カリマンタンでも同様で『慣習法集成』第

十三巻の記載によると (246-247) 特別の許可を必要とせず、何人でも、いつ、いかなる場所においても、完全に何も自由に漁撈できるという。また南スラウエシの東方区分州のビケル Bikeru 副分州の住民が、河川の沿岸、水体及び其の内容物の上における権利は先占 *toeëgening* の権利に過ぎないというのも、慣習法では自由な漁撈が許されていることを裏書しているといえよう (Pandecten IV^b 2341)。

この処分圏内の自由な漁撈の一つの基本的な条件は、結局、水揚高が自家消費を出でぬということで、這般の事情は己に多くの報告書がこれを認めている。従って、かなり漁業権に制限のある場合でも、釣漁だけは例外であった。例えばさきにも一寸触れたように、ミナンカバウ高地においては、他所者が、かれの帰属せぬ *negri* (村落連合) で網や笊を用いて漁撈する場合には当然、首長からはっきりとした承認を得ねばならぬのだが、釣漁だけは何時、どこで行おうと許可は全く不要であった (Pandecten IV^b 2272)。

アツチエー族の間にあつては『口明』の後には他人の養魚池においてさえも釣漁を行うことができた (Pandecten IV^b 2257)。またクロエ Kroë 分州では誰でも、いつでも、人工養魚池 *kulamis* で釣漁を行うことができたという (Pandecten IV^b 2308)。

かつて『インドネシアの水権』《Indonesisch Waterrecht》を著わしたヤウストラ Jousstra, Wido Gerard は、『水の漁撈権と採集権』について、僅かに二頁を割いているに過ぎないが、いみじくも釣漁に関して次のように述べている。『明らかに (法共同体の) 成員の一般的な漁撈、採集権は個人権の存在しない水域に限られているから、優先権、或は享有権の存在する私有の養魚池及び漁場、或は水域においては行使できない。だが、これについては特別

の例外がある』(1922: 31-32)。この例外というのは、恐らく釣漁を意味しているであろう。

第二節 水体の上における処分権適用範囲の規準

わたくしはかつて、人間の諸々の器官の諸々の機能が外界に投射され、自然的素材を媒体として、一層、拡大強化されたものが、種々の物質文化財だ、と考える器官投射論 Organprojektions-theorie について説明したことがある (Nishimura, A. 1964: 70)。デア・ブネル PREL, CARL DU, シ・ハン SCHUTZ, HEINRICH, ユー・トリン DITTMER, KUNZ 等々の多くの哲学者や民族学者に影響を与えているこの学説はカップ KAPP, ERNST に由来するものであって、最近 はまたフィントアイゼン FINDERSEN, HANS がこの学説を採り上げ、器官投射論は生物学と文化史の接近を必然的に 将来するばかりではなく、延いては、人文科学と生物学的諸科学との間に介在する罅隙を狭めるであろうとさえ述べている (Findelsen, H. 1967: 13ff)。フィントアイゼンの所説に依ると、動植物界においても追々と明らかになるであろうが、無意識的に働く精神が人類文化の基礎的事実を説明するであろうというのだが、かれの立場は他の表現を以てすれば深層心理学との関連において器官投射論を再検討しようとしているともいえよう。但し、かれの視野は物質文化の発展の開明に局限されていて、人類文化の他の領域、例えば法の規準とか、社会の組織や構造の Paradigm として人類の器官や機能をとりあげようとは考えていない。私はこれよりこれらの文化領域との関連において器官投射論を援用したいと思うのであるが、前者については、本章の第四節において触れることにしたい。

第三節 河 川

さきにも述べたように、伝統的な慣習法が永い間保存され、且つ記録されているスマトラ、パダン高地の慣習法によると、河川、湖沼においてははいかなる法的関係が見出されるであらうか。

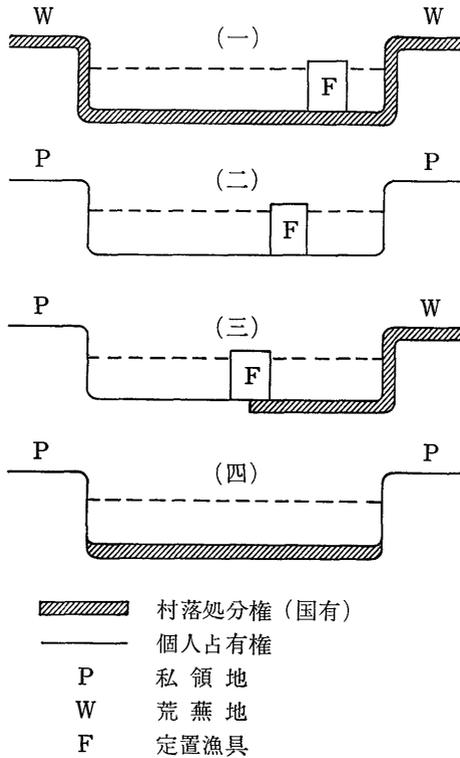
ミナンカバウの慣習水法によると、(一)水体の沿岸、(二)河川の河床(敷地)、(三)沼沢、水溜及び池の水底(敷地)、並びに、(四)それらの水体中に包含される一切の事物(水の生産物)は例えば砂金を含めて、(A)沿岸、或は水体に隣接する土地の占有者、及び(B)流水、水溜、或は池が存在する土地の占有者に、家族財産 *harta pancaran* として当然帰属すると考えられていた (Willink, 1909: 880)。這は土地所有権 (インドネシアでは処分権) の絶対性を認めていたと解される (鈴木, 1967: 7)。

さて、右の場合に於いて、(一)流水や湖沼が同一処分内の荒蕪地の地表に存在する場合はこれらの水域の岸、河床、水底(敷地)はヌグリ(村落連合いばば国家)の土地である(第二四一)。(二)流水の兩岸が私有地に境を接している場合は兩岸が夫々の私有地に帰属する(第二四二)。次に(三)一方の岸が私有地に、他の岸が荒蕪地に境を接している場合、片側の岸は私有地に、他方の岸はヌグリに帰属する(第二四三)。

一方、河床(敷地)は、兩岸に平行して河川の中央を走ると考えられる擬制的な分割線に依って二分されるから(一)の場合兩岸及び其れ等の隣接地が同一のヌグリに属するなら、河床もすべてこのヌグリに帰属するが、河川が二ヶのヌグリの境界線をなしている場合には、一方の岸及び河床の半分はこれに境を接するヌグリに帰属する。(二)の場合も

兩岸及びそれに隣接する私有地が同一人に帰属する場合、河床の全体にはかれの占有権が設定されるが、二人の占有者に属する場合はさきに述べた法式によって河床は二分され夫々の占有者に帰属する。(二)の場合は河床の半分は個人占有権者に、他はヌグリに属する。(四)はローマ法の場合を参考までに茲に掲げたが河床は常に、すべて国家に帰属する(第二四四)。

第二四四 河川の権利関係模式図(西村原図)



ない点である。

ローマ法では農地が区劃⁽¹³⁾されたから、寄洲で利潤を挙げるなどとは許されなかったのだが、ミナンカバウの場合には一定の公的な權威による土地の測量は行われてはいないのだから、この種の禁制は実行しようがなかったの

る(第二四四)。

ウィリントック WILINCK, G. D. の

記すところによると、ミナンカバウ

人の間ではローマ法の『寄洲権』

《*ius alluvionis*》に非常によく似た

権利が認められていたが、ミナンカ

バウ人の『水の流れぬ旧河床の権

利』《*ius alvei derelicti*》がローマ

法と異なる点は、さきにも述べたよう

に河床は常に国有地であるとは限ら

であろう。

荒蕪地、或は私有地の地表を流れる河川の河床(敷地)はさきにも述べたようにヌグリ共同体の処分権下にあるか、或は私有地の占有者に帰属する。一方漁撈の目的を以て流水中に、或は川岸に沿って設置した堰 *aluhon* は常に設置者の占有物であるとされた。たとえこの堰が洪水 *bunjar* によって流失しようとも、最初の占有者が常に、同一個処に堰を設置する限りにおいては、優先権を有する。これは荒蕪地において土地を開墾し、世襲的土人占有権を取得した場合、占有権者と耕地との間に、人格的、ヌミノーゼ的關係が形成されると同様に、定置漁具の最初の設置者と当該漁具との間に形成される呪的・人格的關係が、優先権の基礎を形造っているとも考えられる。

定置漁具が一片の物質的存在ではなく、設置者との間にヌミノーゼ的關係の見られるのは、往々自足水準にある社会に見られるところであって、例えばアフリカ、バンギュール *Bangweulu* 湖畔のウンガ *Unga* 族の場合なども、祖霊が魴を保護し、魴の真の所有者をも保護すると信じられているので、首長と争いながらも、その土地を去ろうとせぬ平民がいても、首長は刑罰としてこの平民の魴を取り上げることができない。而もこの魴の所有者である平民は、自己の魴に影響を与える魴の周囲の水域の使用権を有っている (*Bretford, W. V. 1946: 72-3*)。この場合、使用権の適用される水域の大きさは明らかにされていないが、ボルネオにおける二三の例はかかる魴の周囲に於ける魴の占有権者の排他的独占的な使用圈について若干の知識を与えてくれる。サムピット *Sampit* の慣習法では、自己の畑地や菜園の中、或はそれらに沿って流れている河の中に自己が設置した魴の周囲二五ファードム(四二、四五〜四七メートル)以内に於ける他人の漁撈を許さないし、ブントック *Buntok* 地方では、漁具から五ファードムないし二

○ファードム以内で独占的な漁業権を行使できるという (Mallinckrot)。文化的系譜や脈絡を異にするアフリカとカリマンタンの間に於ける文化徴表を比較の対象として採上ること自体余り意味のあることではないが、この種の資料が組織的体系的に収集されて生態学的全体像との関連において研究が進められたなら流水における漁撈権の性格も一層明らかになるであろう。

ところでミナンカバウの慣習法においては、たとえ流水が私有地の地表を流れていても、流水は『公水』と考えられているから、何人も自由に使用、利益できるのだが、ウイリンクはかかる水権の基根をアニミズム的世界観の中に見出そうとしている。かれの述べるところによると、死霊は好んで水源地に住まい、山岳の水源地の支配者として振舞うと云う (Willink. 1909: 682)。ドイフヘンダック DUYVENDAK, J. Ph. の表現を用いるならば『共同体の見えざる成員』である死霊は川下にいる共同体の成員の水の上の権利を保護すると考えられていたのであろうか。

さて、法共同体の処分権に基づいて成員の平等な権利として認められていた漁業権は法共同体における権力構造の形成と共に、本来平等であるべき漁業権を私権化する傾向が現われて来る。例えば県長が、漁場を占有して私的な漁場として他人を排除したり (南スラウエシ、北方郡のように。Pandecten IV^b 2344)、月額二十ないし六十フルデンの給与が保障されているにも拘らず、十ヶ所の舢の水揚高を独占した南スラウエシの知事のように (Pandecten IV^b 2339)、やむにまた、築 *lubuk lurangan* 設置の権利を独占したバタック族の首長のように、其例は枚挙に遑がない (Pandecten IV^b 2264)。更にオランダ政府はバタヴィヤ地方の沼沢の漁撈権やスマトラのアッチェーの真珠貝、真珠母貝、なまこなどの採捕権を賃貸していたと云う (Adatrechtsbundsels. 1911. 1: 71; 4: 317)。

以上は共同体内に於ける漁業権の私権化の若干の例証を示したものであるが、この種の私権化、特権化は共同体外にも向けられる。即ち他所者からの入漁料、賦課金、或は貢租の徴収である。南スマトラのパレムバン地方では他の村 *dusun* で漁撈する場合、その住民に補償金を支払って漁撈権を取得するのだが、西ジャワのバンジャル Banjar などでは、東季節風の吹く頃にはタンクムラヤ Tasikmelaya やチアミス Ciamis などを始めとして諸処から『他所者』が移動してきて漁撈に従事していたが、かれらは、予め首長に貢租を差出し、首長指定の沼沢で漁撈せねばならなかった。この貢租は『パムスイ』 *pamesi* 又は『ムシ』 *mes* と呼び、バンジャルの処分圏内で野生の動植物を採捕したり、家畜の放牧を望む他所者が村に支払う租税でもあった (Pandecten IV^b 2381) のだ。この種の貢租や租税の事例は他にも少くない。南スラウェシの東方地区分州のバラン・ニャ Balang-Nipa 副分州においては、A村の者がB村で漁撈権を取得するためにはB村に定着して、割当てられた夫役を完遂せねばならなかった (Pandecten IV^b 2384)。

漁撈権と関連して特に注目すべきはさきにも本文及び注で述べたオルナメントと呼ぶ、特殊な漁場及び漁具である。この種の漁場と対比して考えられるのは農耕における *ambtsvelden* (鵜田—多田芳雄, 1940: 39, 鵜田—福澤興 1974: 88, 鵜田—加納啓良 1976: 182 などと訳されている) や采邑 *apanage* であるが、これらはオルナメントとは本質的に異なる。采邑は耕地や未耕地を土王から俸給或は恩典として役所の長官や宮廷の重臣、王の子孫などに与えられるものであって (Casutto, 1936: 280) 小さな采邑にあっては采邑の保有者 *apanagehouder* 自身、租税を負担する農耕者たることらある。一方 *ambtsvelden* は共同体の首長や役人が勤続に対する慰労としての役得権 *profit-*

recht を行使できる一定の土地である。従つて上記の訳語は適切ではない。しかも、これらの土地には果樹園なども含まれているから ambtsvelden と apanage との区別はつけ難く、土着人自治条例 Int. Gemeinde-Ordnung 法令公報一九〇六年第八三号第十三条は両者を混同している。

要するに采邑、役得耕地とも、オルナメントと基本的に性格の異なる点は、後者に見られるヌミノーゼ的契機が前者には全く含まれていないということである。

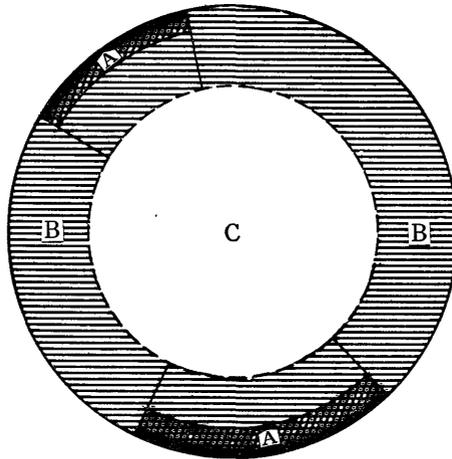
『聖物』としての『聖漁場』はマカッサル分州のテロ Tello 副分州、北方地区分州のマロス Maros 及びセゲリ Segeci 副分州、南東地区及びサラヤル Salayar 分州にあり、首長に下付された(誰から下付されたか記載がない)もので首長の許可なくしては、何人もこの漁場で漁撈に従事することはできなかつた (Pandecten IV^b 2346)。次に海岸に設置されたものであろうが『聖釜』とも呼ばれるべき漁具も存在してゐた (Pandecten IV^b 2349)。更にライカン Laikang のラジヤ (南スラウェシ) の収入は、漁撈に関する租税と、『聖物』としての養魚池に依存してゐたとゞう (Pandecten IV^b 2350)。

第四節 湖 水

わたくしは第二節において、一部の民族学者の間で一世紀に亘つて採り上げられてきた器官投射論が単にこれまで適用されてきたように物質文化の領域に止まらず、文化の上部構造にまでも適用できるのではないかと述べてきた。今やその具体的な例について述べねばならない。すでに第三節で述べたように流水―河川等は、始源的に法共同体の

全成員に自由、平等な使用・用益権が与えられているのであるから、これらの権利の適用の範囲を限定する規準も必要としないわけであるが、湖沼の如き静水の場合は流水、特に大河の場合と異って漁撈による利益は大きいとされているから、『共同体は細心の注意を払って其利益を監視している』(Malinckrodt, 1928: 298)という。そこで共同

第三図 湖水に於ける漁撈権模式図
(西村原図)



- 私領地湖岸 C 自由
 —— 荒蕪地湖岸
 A 個人占有権 (水深身長以内)
 B 村落処分権 (投石距離)

体の処分権は、湖沼の水面のどの範囲に適用されるのか。また、湖岸の占有者(インドネシア以外では所有者)の占有権の支配する範囲はどの程度であるのか。ここでわたくし達はこれらの範囲を規定する規準として器官投射論が適用されていることを知るのである。

今ミナンカバウの高地における小湖、ダナウ・ディ・アテ Danau di Atè) Danau は湖、di は「に於ける」の例を掲げることによしよう。この湖では湖岸から、水深が身長に達する第三図のA水域が湖岸の占有者の占有権の適用範囲である。従ってA水域で漁撈しようとする者は湖岸の占有者の許可を必要とする。一方共同体(村落)の処分権の適用範囲Bは湖岸からの投石距離《*sahingga sapa latangan*》内にあるか、あるいは『水草のひろがっているところ』《*reanun*》である。

この範囲内において当該村落の住民は、自由に漁撈に従事できた。Bはこの村の処分圏に属するからである。次に湖心に至るB域以遠のC水域はいかなる法の制限にも触れぬから何人と雖も自由に漁撈できるが、B域で漁撈する者が他所者であれば、予め、当該村落の首長の明白な承認を必要とすることはいうまでもない。

ところで簗建 *sokam*、石積 *lanbun* 等の定置漁具が設置できるのはA水域で、この水域の個人的占有権者が、定置漁具設置の意思なきときは、占有権者の村落に帰属する他の成員が、個人占有権者の許可を得て、定置漁具を設置できる。

叙上、湖水の水域は慣習法では三ヶの区域に区劃できることを述べたが、少くともA、B両域は明らかに人体と其の機能を権利適用の範囲の規準としている点で、さきに述べた器官投射論の法律面における適用が可能であることを示しているといえよう。

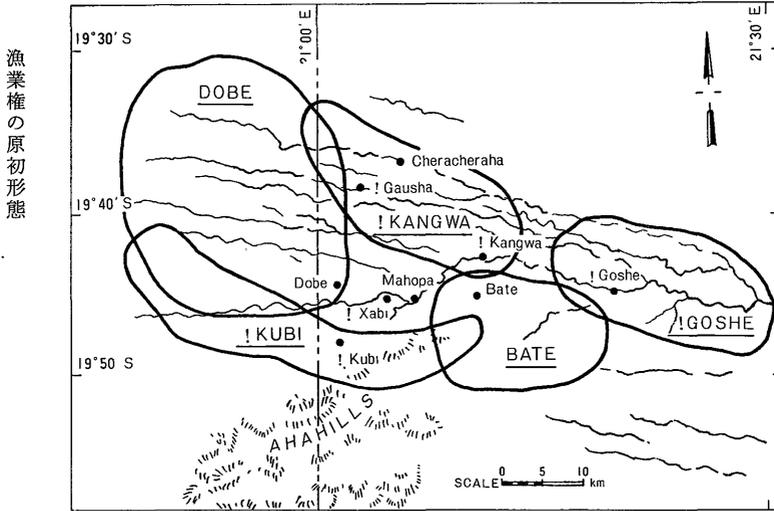
器官投射論は、その他社会・法制的現象の規準としても適用されている。マルク州のアムボンやセラム島、その他の諸島においては人体を規準とする社会法制的現象の説明が、土着民族特有の原理に基づいて行われている。この事実は夙にヤンセン JANSSEN, H. T. やレーダー RÖDER, 古くは有名なかのヴァレンティン VALENTIN, F. などに依って指摘されている。人体を基準とするこの種の分類法についてはすでに馬淵東一が紹介しているから、ここでは触れぬことにする（馬淵東一, 1972: 2: 103以下）。

第五節 個人的漁業権の形成と土地権

さきにも述べたように、流水の上における漁業権は原則としては、凡ての者に開放されているといえよう。

浪漫主義者ルッソーのように、人間生成の始源的段階においては、『万物は万人によって自由に享有できた』と考えられ勝ちではあるが、どうも人間以下の水準 *infrahuman level* にある動物に、きびしい『繩張り』のあることを想うと、流水の上の自由な使用権がミンカバウの伝統的な慣習法に認められるからといって、原始民族が領土の『始源型』ともいふべき、領域の上に『所有権』を有している事実を目を蔽うわけにはいかない。トゥルンヴルト (TURNWALD, R. 1934: 38) は狩猟・採集者、牧畜・農耕者に於いても『氏族、或は家族の土地所有権は、売買権及び譲渡権を欠如している』事実を認めているし、シュミット SCHMIDT, W. も『原初文化民族においても、土地所有権の担い手は、大家族 (『拘束されぬ大家族』*Kose Grossfamilie*) であれ、地域群であれ……この所有権をかって処分したことがなく、従ってこの所有権が決して……譲渡されたことがない』(Schmidt, W. 1937: 1: 271) 事実に着目している。かつて、独逸に於いて、対立していた機能学派に属する民族学者トゥルンヴルトと文化圏学派に属する民族学者シュミットとが、何れも始源文化における土地所有権の非譲渡性を認めていた事実は、オランダの学徒がインドネシアの土地権に所有権を認めず、土地の非譲渡性の故に処分権という新しい法概念を使用した理由を裏付しているようにも思われる。ただ、問題は『現象学的に括弧』せらるべき西欧的、法概念をオランダの学徒が、そのままインドネシアの法現象に適用しようとしたところに根本的な問題があるといえよう。

第四図 トベ族及び周囲の諸集国の土地利用図 (Yellen に拠る)



漁業権の原初形態

最近アフリカ、カラハリの狩猟・採集民を研究したイエレン YELLEN, JOHN E. は、ドビクン Dobe i Kung 族の領域について『かかる区域を「領土」 territories として記すことは便宜ではあるが、この語は誤解をひき起す可能性がある。これらの地域の境界は明瞭に定められていないばかりでなく、事実、クン族は自分たちの言葉で境界を示す、たった一つの言葉さえ有合せていない』(Lee, R. Bet al. 1976:54)と云い、『ある程度それらの区域は重り合っている』し、同一区域内に一集団以上のものが移動していることもあるという。しかしこれは決してかれらが領域を有していないということを意味するものではない。第四図の示すようにドベの領域は三三〇平方キロあり、その東方には、カングワ i Kangwa トシエ i Goshe、ドベの南方にはクビ i Kubi、其の東方にはバテ Bate の諸族の領域が存在する。近代国家の場合においてさえも国境が不明確であるために紛争の絶えぬことは周知の事実である。狩猟採集

段階にある諸族の領土が、部分的に重複しているのはむしろ当然であるといえよう。これらの領域はオランダの慣習法学者の『食域』《*voedinggebied*》、トゥルンヴルトの《*Gau*》に相当し採集、狩猟民族の食糧庫である。リー・Lee, Richard (Tanaka, J. 1976: 115) の最近の研究によると五八の狩猟採集民族中二九の社会が採集、一八が漁撈、一の社会が狩猟を重視していたというから、採集、狩猟民族の中で漁撈の占める役割はむしろ狩猟にまさることが知られる。ところで本来は自由に、恐らくは主として素捕り、或は素捕りに近い、低度の技術に基いて行われたであろう漁撈労働も、目的意識的な生産労働を繰返している中に、半ば自然発生的に一層効果的な漁法が考案される。これらの技術やされ、一層合目的な漁具が開発され、それと必然的に連関のある一層効果的な漁法が考案される。これらの技術や漁撈労働を媒介して漁具と生産者との間に、内面的には呪力観的契機に支えられた強い人格関係が形成され、こうして所有権、或は占有権が設定される。所有・占有関係の確立によって、当初、法共同体の処分権、或は総有権に基づく、共同体の全成員の平等な権利であった漁撈権は種々、態容、或は範囲における制限を受けるようになる。

しかし、何れにせよ独占的な漁撈権の設定の本質契機は、労働そのものであることはいうまでもないことで、アフリカのダホメイ Dahomey のノクエ Nokoué 湖畔のトフィンニエ Tofinnu 族の生態学的研究を行った、ブルグワニエ Bourgogne, G. E. やベサーニエ Bessagnet, P. も次のように云っている (1966: 112) 『労働の生産でないものは凡て、所有権の対象ではない』と。かれらによるとダホメイ湖は、理論の上では水面は凡ての者に解放されているが、人間の手の加わっている所にはこの原則はそのままではまらない。人間は自ら加工した事物の所有者である。魚のかくれ家のある河川、沼沢の部分は、先占者に帰属する。明確な専用標識によってその区割を明示してお

けば、其の区劃の専用は、原則として時効にかかることはなく、*Bourgogne*. 1972: 226)。

魚族の豊度の高い場所の発見、或は漁具の生産の基礎をなす労働は、家畜飼育の場合に繁殖と管理に投下される労働や農耕者の場合耕地に注がれる継続的な労働と同様、本来は所有権の本質契機をなすものでなければならぬ。アフリカ、セベイ *Sebei* 族の研究で知られているゴールドシュミット *GOLDSCHMIDT, W.* も、財産は本質的に私的、個人的に保有さるべきものであるという。個人が創造したか、或は慣習法の移転手続きにしたがって自己の所有と化した『人間化された事物』(*humanized thing*) (*Goldschmidt, W. 1967: 236*) がセベイ族の慣習法体系の中心概念であるように思われる。

従ってセベイ族においては事物に投下された労働を契機として一切の事物は公的な範疇と私的な範疇に区別される。前者に属するものは一切の流水、静水、牧草地、塩、陶土、鉄鉱、薬草、果実、野獣等々であり、後者に属するものは、家畜、耕地、蜜蜂の木、器物、家屋、医薬、呪術などである (*Goldschmidt. 1967: 143-236*)。

漁撈には無縁に近いセベイ族の慣習法をここに記したのも個人的所有権の設定における労働の本質的意義を強調したかったからである。

ボルネオにおける水法の研究の成果を総合的に考察してみても、ゴールドシュミットのいわゆる『人間化された事物』にこそ、私権成立の基本契機の見出されることが理解されるのである。

極くありふれたカリマンタン東南部の一例証を挙げてみると、河川を浚渫して小舟の航行を可能にし、今まで閉ざっていた小さい湖を人々に開放した者は、この河川の占有権を取得し、他人を排除してこの川における自由な漁業権

を取得できるばかりでなく、通航権をも取得してこの水路の利用者から賦課金を徴収できる。かれは更にかれの手によって利用できるようになった湖における独占的な漁業権も取得できる (Mallinckrodt, J. 1922: 411-412; 1928: 1: 361)。

かれは河川の浚渫に投下した労働の反対給付として河川の使用料と、河川の生産物や河川による運搬物の一割を取得する。このように手入した河川のことを *sungai haga* 又は *sungai piraan* と呼ぶが、いままでもなく *sungai* は川、*pira* はヒンドゥ語で『養う』の意である。河川における開発者の工事の痕跡の存続する限り、かれは労働の受益者であり得る。ブントック Buntok やイランバン Marabahan のいわゆる『支配者を有つ』《*berdatu*》川や湖における権利は叙上の開発工事に注がれた労働に基づくものであらねばならない。この権利は掘さくした堀割 *tatas*, *tampodan*, *awang* に適用される権利と同じく、占有権で、譲渡、相続、及び抵当権の設定が可能であり、カリマントン南部沿岸の諸河川の下流にはこの種の河川の占有形式が多数あり、認可料 *recognitie* を徴収して、よそ者に漁撈を許可している。カハヤン Kahayan 河の上流のパプネ *papuan* と呼ぶ堀割などは、ジュルトゥン *julutung* と呼ぶゴムの大木 *Dyera* sp. が豊富な地域に通じているので、この堀割の利用者は生産物の積出に際して、一割を ⁽¹⁴⁾ プマスカン *pemasukan* として徴収される。

フルハウエン VERGOWEN, I. C. などによると、このようにして堀割の占有者は豊かな生活資料を獲得するので、同時に森の一部に一定の権利を取得するであろうといっている (1921: 554)。

バタヴィア Batavia (今日のジャカルタ) の地方裁判所 Raad van Justitie も一八七二年の判決で、森林の一部

における堀割占有者の権利を認めてゐる (Mallinckrodt, 1921: 510; Adatrechtsbundels dl. 7: 104)。

ところで水路に沿って菜園を設置する者は、生産物の運搬に際し、水路の占有権者に河川の使用料を支払わねばならない。更にまたカリマンタンの南東地区分州の他の地域においては、荒蕪地に堀割を掘さくした者は、水路の両側二〇ファードムにわたる荒蕪地の上に権利を取得したというのだが、この種の慣習法は、マラバハン Marabahan 地方においては、定着して、度々訴訟の原因となつてゐるようである。

唯今述べた二三の事例の示すところによると、堀割の占有権者は、フルハウエンの考えたように、単に堀割の上における漁撈権や航行権のみならず、沿岸の土地の上における一定の権利も取得するものである。そこで果たして水の上における権利の取得が土地の上にも法的な影響力を及ぼすものであるか否かが問われねばならない。

フルハウエンらの見解に対して反対するマリנקロットは次のように述べている。『わたくしの信ずるところでは、水の上における権利を取得の結果、森林部分における権利を取得するという見解はあまり正しいとはいへぬ。他の者が森の部分に到達できる堀割 *tatas* を新たに掘さくすれば、かれもまたすぐに、料金を徴収できるからである。わたくしたちは工事者の個人的な労働によって出現した交通路に対して料金を徴集する以上のものを認めてはならない。すなわち、これによって土地の上における権利が成立するものではない』(Mallinckrodt, 1928: 380-1)。

従つて、わたくしがさきに述べた水路の工事者による水路の両岸の二〇ファードムに亘る荒蕪地の上の権利も、占有権ではなく、隣接森林の上における優先権 *voorkaatsrecht* であるというのが、マリנקロットの見解である。優先権は学者によつては *prioriteitsrecht* と呼ぶ、*シナンサ*では *《apar》* とか *《palau》* などと呼ばれてゐる権利

である。優先権を有つ者は、土地の占有者ではないが、優先権の設定されている土地を他人が占有しようとする時に、これを妨げることのできる権利である。優先権の保有者がこの権能を行使するのは、概ね、自己に耕作の用意のある時である (Casurto, 1936: 291-2)。

こうみてくると土地の上の権利が、水の上に影響することはあっても、水の上の権利が土地の上に影響を及ぼすとは考えられぬようである。つまり水の上の権利よりも土地の上の権利が強いわけで、ここにも水の上の権利の『属地性』がみとめられるように思われる。

土地の上の権利と水の上の権利との関連に就いて興味のある漁法はカリマンタンの『集魚孔』《*sumur ikan*》である。『集魚孔』はまた『ピジ』ともいうが、オランダ語では *visput* (魚の井戸) という。わたくしの集魚孔というのは、近くの河の水位が高まるとすぐに冠水する低湿地に予め穴を掘っておき、水が引き始めると、河に帰ることのできなくなった魚をこの穴で採捕する漁法である。勿論、この孔の掘さく者が独占的な採捕権を有するから、集魚孔に導く溝に影響を与える範囲内で、他人がさらに集魚孔を設けることは禁じられていた。また集魚孔の設けてある地域が冠水した時には、権利者以外の者が網を打つことも禁じられていた。従って集魚孔の設置者の権利は水の上の権利であると共に土地の上の権利であったともいえよう。集魚孔は、しかしながら、低湿地にあるために工事の痕跡も消滅し易く、消滅すればいかなる形の請求権も存在しなくなり、集魚孔設置者の優先権も消滅する。

集魚孔はスラウエシのトラジャ Toraja 族の間にも存在するようである。『中部セレベスの首狩者達の中で』《*Unter Kopfjägern in Central-Ceebes*》の著者グルウバウアー Grubaue, A. の記述によれば、集魚孔

Fischtümpel は人工的に作られた円形の水溜りで、高い葦で囲まれている。田の水を抜くとそこに多数棲息している小魚、鰻、大鯰はここに集まる。これらの魚は住民の日々の御飯のお菜になる』という (1913: 216-7)。

さてさきにも述べたように、土地の上の権利は、土地に境を接する小川の上にも適用されるから、土地の占有者は他人を排除して、漁具を河中に設置できる。勿論土地の上の権利が消滅すれば、漁業権も消滅する。一方、湖岸が占有地によって取囲まれていない場合は入会漁場 *gemeenschappelijk visterrain* となるが、かかる漁場をマリנקロットはブントック *Buntok* のパロイ *Paloi* 湖で見出している。しかし、イダレン *Madaren* 湖やマスラ *Masura* 湖は、個人が占有しているという。

これらの個人の占有権はさきにも述べたように、堀割と関係があるようだ。パロイ湖やバンクワン *Bankuwang* 湖などは、掘さくによる河床の変化で形成されたものであるが、河川の屈曲部を切り開く中に、結果として湖の形成されることも少くない。何れにせよ、原始民衆の間では、労働の結果と労働者との間に呪的結合を認めようというのが、マリנקロットらの見解であるが、労働とその成果との間の関係を民族学者や文化人類学者がいかに解釈するかは別個の問題として、自足水準の諸民族が権利成立の本質契機として労働に決定的な意義を認めていた事実注目したい。

第六章 総 収

第一章序説においては、水界人類学や水界文化の概念を明らかにし、水界文化は水辺を *Biotoop* とする社会集団

が、複雑且つ広範囲に亘る水界の理化学的作用と調整関係を持統する中に、歴史的に沈澱していった社会的共有財 Gemeingüter であると規定した。

かかる水界文化、特に海洋文化の基本的性格の一つとして『属地性』を指摘した。『属地性』は勿論、国際私法的概念としての『属地主義』とは全く関係がなく、海洋文化の上、下部構造共本質的には陸地志向、陸地依属の強い性格が自足水準の諸民族において見出されるとする。観念境界或は物質文化の領域における若干の事例を示すと、沖繩及び本土に於いては農耕用具の廃品が漁業に転用されている場合がいくらかも見出されるし、観念形態の面では私が一九六〇年にスコリロを調査した時に見出したように、本来中核農民を意味するゴゴルなる概念が全く耕地のないスコリロ・テンガで『中核漁民』を意味する概念として使用されていることを指摘した。かかる事例は単にインドネシアに止まらず昨年ソイモス夫妻の発表した『一七二五年ないし一九一六年の間におけるカロッサの大同教の領地の漁業契約』『A kalocsai érsekuralom halászati szerződése 1725-1916』をみても農地を意味する語 *tanya* が『魚の溜場』の意味にそのまま転用されている。これらは、同一の語彙、或は概念が内容を異にする現象に適用される場合であるが、社会科学的研究においては、農漁業そのものに含まれる若干の公分母の故に、農業に適用される社会科学の概念を漁業に適用する場合には、方法論上、当然『現象学的に括弧』せらるべきにも拘らず、無批判的に適用されている一例として地代論の漁場賃料への適用を指摘した。

第二章においては、原始社会、或は自足水準社会における土地と水との関係を取扱い、オランダ慣習法学者の『水の上の権利』なる概念について説明し、多くの場合、そのパラダイムをなす土地の上の権利について説明した上で、

両者の關係を明らかにしようと努めた。特にわたくしは、オランダの最もすぐれた、慣習法学者の一人とされるトゥル・ハールの人間と土地との關係規定が、今日ではすでにレヴィ・ストロースによって批判し尽されたレヴィ・ブリュールの融即の思惟に基づいて注目に注目した。

第三章では文化全体——社会的生産との関連における漁業権（正しくは漁撈権とすべきで生業經營を営む自足水準の漁民に漁業権を要請すること自体非論理的であるが）の問題に触れ、自然と文化、文化と文明の本質的差異を明らかにし、外的、技術的、物的、世界市民的、合理的な文明財の受容、同化によって、内的、文化的、情緒的な民族の生は簡単に消滅するものでないことを示す一例として、一九七五年、北米オクラホマ州に発生した、シャイアン族の漁撈、狩猟権の問題を採り上げた。

第四章では海上における漁業権の問題を取扱ひ、オランダで出版された四五巻にわたる『慣習法集成』、一〇巻にわたる『慣習法彙纂』に包含されている漁撈権の資料の性質を方法論的に明らかにし、これらの資料集に含まれる与件を利用しつつ、最近刊行された、アフリカの漁撈に関する新資料をも参照して、自由な漁業、地先漁業、漁場の形態や標識について論じ、標識自体漁具の機能を果たすようになって漁具に転用される可能性のあることを指摘した。漁場の形態については礁文化の場合数々の事例は極めて近似していることを示している。更に本来自足水準の諸民族に於いて平等、自由なるべき漁業権が政治的、宗教的權威の形成と共に制約される事実を明らかにし、その性質上、精々家族の食糧の自給を可能にする程度の水揚高しか期待できぬ釣漁は、殆んど全ての法共同体間で其成員に対し自由に許されていることも明らかにした。南セレベス（スラウェシ）における特異な法共同体、聖物共同体（これには若

干の訳語が使われているが何れも適切でない)にみられる聖釜、聖水域における漁撈の排他的独占権は、平等たるべき漁撈権に、干渉する政治的宗教的因素を示す好適例である。

次に漁業権の対外作用としての他所者に対する入漁料、賦課料、税金等の徴収がある。これらの反対給付として他所者は、享有権 *genotrecht* を取得する。この語は時に、用益権 (*vruchtgebruiksrecht*) と訳されているが享有権はあくまで一時的な性格のもので用益権に比して内容も薄弱である。

第五章では陸水の上における漁業権を取扱い、河川では自由な漁撈が許されるが、河床の権利になるとローマ法と異って沿岸の権利態容に従って河床の権利の保有者も異なるのはミナンカバウの古い慣習法に見られる特徴であった。大河川よりも静水の方が漁撈の効率がよく、静水では占有圏、処分圏の範囲が、『器官投射論』によって説明できる点を指摘した。

最後に、漁業権の場合その成立の基本契機ないしは要件をなすものが、労働そのものであることは他の多くの地方における当該権利の成立の場合と同様である。

この種の研究は未だ寡聞にして発表された例を余り聞かない。オランダで水法の論文が出ているが僅か二頁を漁撈権と採集権(主に砂金を対象とす)のために割いているに過ぎない。私はこの不完全な小論を公にすることを憚るものではあるが、これによって長い間矢頭教授に果たすことの出来なかつた責を一応塞がせて頂きたいと思う。論文中のハンガリー語は徳永康元教授に、水法の若干の概念については金沢良雄教授に民法上の問題は高島平蔵教授に、ローマ法の用語は佐藤篤士教授に、特殊なジャワ語は仲田浩三氏にそれぞれ御教示に与った。感謝の微意を披瀝したい。

補 注

- (1) J. Besançon に依ると、海軍々籍登録簿においては、『沿岸漁撈』(pêche côtière) (50哩沖合まで)、『沖合漁撈』(pêche hauturière) (大陸棚の全部及びその先を含むことさえある) 及び『大漁撈』(grand pêche) (新大陸やアイスランドの鱈漁業) に区別されるという。
- (2) Max Weber の《Grundriss》については世良晃志郎教授の『法社会学』其他が出版されている。教授の堅実なこの訳書には裨益されるところが少くないが、訳語表現等は私なりの解釈をした。かつて私の私淑するドイツ民族学の雄であった Richard Thurnwald は Max Weber を深く研究した、数少ない民族学者の 1 人であり、Thurnwald の高弟の 1 人であり、私自身少なからぬ学恩を蒙っている Wilhelm Mühlmann 教授もかれの研究に Weber 其他のものとしたドイツの思想財を豊かに採入れていることは喋々するまでもない。
- (3) 他の慣習法学者は *recognitie* という用語を用いている。Enthoven, J. J. K.: *Bijdragen tot de geografie van Borneo Westerafdeeling*. Leiden. 1903: 66. 参看。
- (4) 社会は生物界に *root* を有っている。人間の出現によって元来生物学的現象であった社会は、文化的に規定されるようになり、文化的現象の範疇に入る。文化の本質中核は価値の体統である。この価値の体統によって社会の全肢節が意味付けされ秩序づけられているのが人間の社会である。相互作用を有する個人の集合である人間の社会は複雑な組織構造を有し価値の体統を具現している。かかる組織構造を有する諸個人の協力の中に生産される共有財 *Gemeingüter* が文化である。従って人間集団の組織、構造、機能、役割、地位等々を研究の対象とする、人間集団存在の框を取扱う『社会学』に対して、かかる框内で生産される社会的生産、社会の共有財、社会の内実を取扱う『文化学』は社会学より独立すべきで、これが即ち理論的文化人類学、或は文化人類学原論であらなければならない。文化人類学に於いては記述と理論が未だ完全に

- 分離してはいない。正しい意味の文化人類学原論、即ち文化学の成立が望まれる。Leslie White の *The Science of culture*. 1949. New York: Farrar, Straus & Co. などには正に文化学と名付くべき代表的労作の一であるといえよう。
- (5) 色の範疇も民族に依って異なる。日本では青と緑は共に『あお』と呼ぶが、Wales 語では緑の一部、青全体及び灰色の大部分が同一範疇に属し *glas* と呼んでいる。(Bohannan, P.: *Social anthropology*. 1963. p. 35-6; 西村朝日太郎, 原始的自然観と科学的自然観—寒熱の対概念を中心として—東洋学術研究 1968. 6, 9, 73)
- (6) 自足水準における諸民族の漁撈は生業的経営であるから企業の経営との関連において使用される漁業権という概念は誤解を招く恐れがあるが、慣用に従って漁業権という用語を使用した。漁撈と漁業の区別については西村, 1975: 38-9 を参看されたい。
- (7) オランダの学者は *levenskracht* (生命力) とか *levenspotentie* (生命の潜在力) という表現を用いている。animisme というのは、人間及び自然に *the Soul* (靈魂) が宿するという思想であるとされているが、これは *Skeat*, W. W. (*Malay Magic*. Lond. and New York. 1900, p. 579) などともいうように適当な表現のないために *the Soul* によってある共通の生命原理である『*semangat*』を意味しているといっている。クロイット Kruijt, Alb. C. もかの有名な『インド群島の *フエミズム*』(『*Het Animisme in den Indischen Archipel*』1906. 's-Gravenhage: Nijhoff で死後存続する人間で、私たちが靈魂 *ziel* と呼ぶものと区別するために *Skeat* の用いた *Soul* の代りに『*zielestof*』という名称を用いている。これはかつて宇野円空及びその門下たちによって字義通りに『靈質』と訳出されているが、この語は本来『*levensfluid*』(生命流出者)の意に用いられていた。Kruijt 自身は『*zielestof*』を『捕へ難い、エーテル様の物質で、全自然を賦活している』ものと考えていた(Kruijt. 1906: 2)。『*zielestof*』という表現は Kruijt がライデン大学のジャン・ド・ボウ・ラ・ソニーユ教授より受継いだものである。『*zielestof*』の概念内容は概念的者と物質的者の未分化の概念でむしろ『靈・物』

とした方が誤解が少いかも知れない。

(8) フラードム *vadem.* 尋。ライオンラソンド・フラードムでは 1.8m. アムスルダム・フラードムでは 1.698m ある。オランダでは網などはフラードム単位で売買されている。

(9) これら二つの文化型は何れも私の設定したもので、正しくは *Schlickwatenkultur* 及び *Koralenriffenkultur* とすべきであろうが、用語の簡潔を望ましいと考えて本文の如く表現した。

(10) わたしはかつて *ornamentschap* を「宝珠共同体」と名付け(西村, 1942:147), 馬淵東一は「神器奉戴共同体」(1974-51) と名付けたが、今では何れも適切な訳語だとは考えていない。水体や椎が神器や宝珠と名付けるのはいささかそぐわぬ感がある。*ornamentschap* は枝とか、石とか槍, 刀, 鋤等々偶然発見された事物に内在する呪力を中心として呪力観的に結合された共同体に対する称呼で, かゝる共同体の組織を *gaukang stichting* ともいう。わが国の三種の神器も恐らく一種の *ornament* であって, 三種の *ornament* 即ち八咫鏡, 叢雲劍, 八坂瓊曲玉の中, 最後の神璽だけが崇神天皇の時天皇の許に置かれ, 他の二つの神器は大和の笠縫村に移されたとする伝承は民族学的にも興味がある。

(11) 佐藤篤士氏の教示によると船田訳(ローマ法, 2:442)では『沿岸権』とある由。ユステイニウス帝法学提要2巻1.20 以下。学説彙纂41巻, 1.7.1 同41巻, 1.12 前文参看。

(12) この訳は佐藤篤士氏の訳に遡った。ユステイニウス法学提要2:23 には「自然の河床が全体として放棄され他のところを流れるようになったとき」とあるので, 単に「放棄された河床の権利」では誤解を生ずる恐れがあるという。

(13) 原文は *ager limitais.* 佐藤篤士氏の教示によると「区割された土地」の意。学説彙纂14巻 1.16 に “in agris limitatis ius alluvionis locum non habere constat” とある。この土地はローマ時代には土地測量師 *agrimonsar* が測量して市民に分配した土地で, 各筆の土地は夫々区割が定められていたという。境界は神聖視されていて, 分配地を *ager adsignandis* と呼んだ。

- (14) Batak 族の pëmasökön は、或る Timur の村では、vogelvrij (追放) を宣告された者が、他村に受け入れてもらう場合に村長 rödjö に贈る金銭を意味するし、債務者を意味することもある。

引用文献目録 (引用個数は本文中に明示してある)

- Adatrechtsbundels, 45 deelen, 1911-1955. s-Gravenhage: Nijhoff.
- Besaçon, J.
- 1965 Géographie de la pêche. Paris: Gallimard.
- Best, Eisdon
- 1929 Fishing method and devices of the Maori. Dominion Museum Bulletin No. 12. Wellington: W. A. G. Skinner.
- Birket-Smith, Kaj
- 1966 Geschichte der Kultur. Eine allgemeine Ethnologie. Zürich: Orell Füssli.
- Bessaiget, Pierre
- 1966 Principes de l'ethnologie économique. Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence.
- Bourgoigne, Georges Edouard
- 1972 Les hommes de l'eau. Ethno-écologie du Dahomey lacustre. Encyclopédie universitaire. Paris: Edition Universitaires.
- Brelsford, W. V.
- 1946 Fishermen of the Bangweulu swamps. A study of the fishing activities of the Unga tribe. Livingstone: The Rhodes Livingstone Institute.
- Cassutto, Is. H.

- 1936 Handleiding tot de studie van het adatrecht van Nederlandsch-Indië. Haarlem : De Erven F. Bohn N. V.
- Coller, W. L., Harjadi Hadikoeworo and Suwardi Saropie
 1977 Income, employment, and food systems in Javanese coastal villages. Ohio University Center for International Studies Papers in International Studies. Southeast Asia Series. No. 44.
- Dart, Raymond A.
 1959 On the evolution of language and articulate speech. *Homo*, 10. Bd. Heft 3.
- Ditto
 1968 The birth of symbology. *African Studies*, Vol. 27, No. 1.
- Eliade, Mircea
 1957 Das Heilige und das Profane. Vom Wesen des Religiösen. Rowohrts dtsh. Enzyklopädie. Hamburg. (風間敏夫訳, 1972, 東京法政大学出版部)
- Enthoven, J. J. K.
 1903 Bijdragen tot de geographie van Borneo's Westafdeeling. Leiden : Brill.
- Findeisen, Hans
 1967 Beiträge zu einer biologische Kulturlehre. Rundschau für Menschen-, u. Menschheitskunde, hrsg. von Hans Findeisen. Institut für Menschen-, u. Menschheitskunde. Heft 1.
- Forman, Shepard
 1970 The raft fishermen. Tradition and change in the Brazilian peasant economy. Bloomington : Indiana University Press.
- Friedl, Morton H.

- 1968 The Institution. In: *International Encyclopaedia of the Social Sciences*. Vol. 15. Macmillan and Free Press.
- Goldschmidt, Walker
- 1967 Sebel law. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Grubauer, A.
- 1913 Unter Kopfgägern in Central-Celebes. Lpz.
- Haar, B. Ter.
- 1941² Begingssel en stelsel van het adatrecht. Groningen en Batavia: J. B. Wolters'.
- 原 暉三
- 1948 日本漁業権制度史論, 東京北隆館。
- 祝宮 静
- 1966 豆州内浦漁民史料の研究—明治初年における「旧弊取直し」運動とその歴史的意義, 東京・隣人社。
- Institut für Marxismus-Lenismus beim ZK der SED
- 1957 Karl Marx Friedrich Engels Werke, Bd. 13. Berlin: Dietz.
- 岩本 由輝
- 1970 近世漁村共同体の変遷過程, 東京・塙書房。
- Jansen, H. J.
- 1933 Inheemse groepen-systemen in de Ambonische Molukken. *Adatrechtsbundels*, dl. 36. s'Gravenhage: Nijhoff.
- Joustra, Wilbo Gerard
- 1922 Indonesisch waterrecht. Leiden: Louis H. Becherer. (Proefschrift).

- 金沢 良雄
 1960 水法，法律学全集第15巻，東京・有斐閣。
- 加納 啓良
 1976 19世紀ジャワの土地制度と村落（デッサ）共同体，「アジア土地政策序説」齊藤仁編，アジア経済研究所。
- Keen, Elmer A.
 n. d. Fishery rights and the 200 mile zone: The tragedy of a mal-stinted commons. (Manuscript)
- 河野 通博
 1961 漁場用益形態の研究，岡山・河野。
- Kreemer, J.
 1923 Atjèh. Algemeen samenvattend overzicht van land en volk van Atjèh en onderhoorigheden. Leiden: Brill
- Kruijt, Alb. C.
 1906 Het animisme in den Indischen Archipel. 's-Gravenhage: Nijhoff.
- Kucharzka, Jadwiga
 1976 Zur Problematik der Fischergesellschaft im Ostseeraum. Einige Bemerkungen zur vergleichenden Forschung über die ökonomisch-soziale Position der Fischer. In: Studien zur europäischen traditionellen Fischerei, hrsg. von Solyinos Ede. Baja.
- Labberton, Hinloopen van
 1934 Dictionnaire de termes de droit coutumier. La Haye: M. Nijhoff.
- Lee, Richard B.
 1968 The sociology of !Kund Bushman trance performances. In: Trance and Possession States. Ed. by

- Prince, R. Second Annual Conference, R. M. Bucke Memorial Society, March 1966, pp. 35-54. Cited by Jiro Tanaka: Subsistence ecology of central Kalahari San. In: Lee, Richard B. and Irven DeVore et al (ed.): *Kalahari hunter-gatherers. Studies of the !Kung and their neighbors*. Cambridge: Harvard Univ. Press. 1976.
- Legros, Dominique
- 1977 Chance, necessity, and mode of production: A Marxist critique of cultural evolutionism. *American Anthropologist*, vol. 79, no. 1, pp. 26-41.
- Lévi-Strauss, C.
- 1958 *Anthropologie structurale*. Paris: Plon.
- Lévy, Joseph J.
- 1976 *Un village du bout du monde: Modernisation et structures villageoises aux Antilles Françaises*. Québec: Presses de l'Université de Montréal.
- Linden, M. L. M. van
- 1907 *De grondverhuuring op Java en Madoera*.
- Lévy-Bruhl
- 1925⁴ *La mentalité primitive*. Paris: Librairie Felix Alcan.
- Liguori, V. A.
- 1968 *Stability and change in the social structure of Atlantic coast commercial fisheries*. (Unpublished Ph. D. dissertation, Princeton University).
- Lomax, Allan and Arensberg, Conrad M.
- 1977 *A worldwide evolutionary classification of cultures by subsistence systems*. *Current Anthropology*.

Vol. 18, No. 4, 659-708.

馬淵 東一

1972 馬淵東一著作集第2巻，東京・社会思想社。

Mallinrodt, Jacob

1922 Rechten op gronden water in de Onderafdeeling Beneden-Dajak. *Koloniale Tijdschrift*, dl. 11.

Ditto

1928 Het adatrecht van Borneo. Leiden: M. Dubbeldeman. 2 deelen.

Mühlmann, W. E.

1938 Methodik der Völkerkunde. Stuttgart: Enke.

長井政太郎

1951 飛鳥誌，山形・弘文堂。

西村朝日太郎

1942 蘭印慣習法叢書，法律時報4月号。

同

1960 人類学的文化像—貫割木と聖庇の基礎的研究，東京・吉川弘文館。

Nishimura, Asahitaro

1964 Primitive fishing methods. In: *Ryukyuan culture and society*, ed. by Allan Smith, Honolulu: University of Hawaii Press.

Ditto

1969 The most primitive means of transportation in Southeast and East Asia. *Asian Folklore Studies*, vol. 28, no. 2, pp. 1-95.

漁業權の原初形態

西村朝日太郎

1969 漁具の生ける化石, 石干見いしひらみの法的諸関係, 比較法学5。

Nishimura, Asahitaro

1969 Ein Versuch zur Ausfüllung der Leerstelle des javanischen Begriffes Gogol. In: *Entwicklung und Fortschritt: Soziologische und ethnologische Aspekte des sozialkulturellen Wandels*. Hrsg. v. Reimann u. Müller. Tübingen: J. C. B. Mohr.

Ditto

1971 Ishihibi, the oldest fishing gear, its morphology and function. In: *Suata ethnographica et folkloristica in honorem Bela Gunda*, redigerunt J. Szavadtalvi et Ujvary. Debrecen.

西村朝日太郎

1974 海洋民族学・陸の文化から海の文化へ, NHKフック212。

同

1975 インドネシアの漁撈の海洋人類学的考察—特にウオーレス線の社会科学的な意義と関連して, —*アジア経済*16巻, 7〜8号。

同

1977 原始民族の海洋文化, 「海と日本人」, 東海大学編, 海洋学部編, 東海大学出版部。

Nishimura, Asahitaro

1979 Fishing in Indonesia from the mariethnological viewpoint with special reference to Wallace's line. In: *Fishing Culture*. ed. by Bela Gunda (in printing).

Nutz, Walter

1959 Eine Kulturanalyse von Kei. Beiträge zur vergleichende Ostindonesiens. Düsseldorf: Michael Trilsch.

岡本 清造

1979 漁場地代論, 東京・御茶の水書房。

Pandecten van het adatrecht. Dl. 1: Het beschikingsrecht over grond en water.

1916 Amsterdam: Koloniaal Instituut.

Pandecten van adatrecht, dl. IV^b: De overige rechten op grond en water.

1918 Amsterdam: Koloniaal Instituut.

Pigeau, H.

1938 Javans-Nederlands Handwoordenboek. Groningen en Batavia: J. B. Wolters.

Poggie, Jr. John J.

1974 Fishermen of Galilee. The human ecology of a New England coastal community. *Sociology and anthropology*. Sea Grant University of Rhode Island Marine Bulletin Series No. 17. Kingston.

Royen, W. van

1927 De Palembangse marga en haar grond- en waterrechten. (Proefschrift Leiden).

桜田 勝徳

1960 漁村「日本社会民俗辞典」, 東京・日本民族学協会。

桜田 勝徳

1968 漁撈の伝統, 民俗民芸双書25, 東京・岩崎美術社。

Sauer, Carl O.

1952 *Agricultural origins and dispersals*. New York: American Geographical Society.

Schmidt, Wilhelm

1937 *Das Eigentum in den Urkulturen*. Bd. 1, Münster.

Schlesier, Karl H.

1977 Der Staat Oklahoma vor Gericht. Die Jagd- u. Fischerecht der Cheyenne, 1976-1977. *Zeitschrift für Ethnologie*, Bd. 102, Heft 1. Braunschweig: Albert Limbach.

Schröder, E. E. W. Gs.

1917 Nias. Ethnographische, geographische en historische aantekeningen en studien. Deel 1. Leiden: Brill.

Schuster, W. H. and Djajadiredja

1952 Local common names of Indonesian fishes. Bandung and 's-Gravenhage: van Hoeve.

Solymos Ede-Solymosné Göldner Márta

1978 A Kalocsai érsekuradalom halászati szerződése 1725-1916. *Gamania v. Ethnographa*. Keckemet.

新川 伝助

1968 水産経済研究, 東京・厚生閣。

Theimer Walter

1950 Der Marxismus. Sammlung Dalp Bd. 73. Bern: A. Francke.

Thurnwald, Richard

1934 Werden, Wandel und Gestaltung des Rechtes im Lichte der Völkerforschung. Berlin u. Lpz.: Walter de Gruyter.

Thurnwald, Richard

1935 Werden, Wandel u. Gestaltung von Staat u. Kultur im Lichte der Völkerforschung. Lpz.: Walter de Gruyter.

Tran-van-tri

1952 Rapport sur la mission d'étude de pêches au Viet-nam. Saigon (manuscrit).

- Turner, Victor
1967 The forest of symbols. Aspects of Ndembu ritual. Ithaca: Cornell University Press.
Tunk, van der
1897 Kawi-Balinesesch-Nederlandsch woordenboek. Deel 2. Batavia.
Vergouwen, J. C.
1921 Batak-en soengairechten. *Koloniale Tijdschrift*. Dl. 10.
Vollenhoven, C. van
1910 De Indonesier en zijn grond. Leiden: Boekhandel en Drukkerij v/H E. J. Brill.
Vollenhoven, C. van
1918 Het adatrecht van Nederlandsch-Indië. Leiden: E. J. Brill.
Weber, Max
1947³ Grundriss der Sozialökonomik. 3. Abteilung: Wirtschaft und Gesellschaft. Tübingen: C. B. Mohr.
Willinck, G. O.
1909 Het rechtsleven bij de Minangkabause Maleiers. Leiden: Brill.
Wormser, C. W.
1946 Adat of recht. Leiden: Burgersdijk & Niermans.
Wusthoff, Alexander
1962³ Einführung in das dtsc. Wasserrecht. Berlin: Erich Schmidt. (坂橋都夫訳, ドイツ水法概論, 1971年, 成文堂)
柳田国男編
1949 海村生活の研究, 日本民俗学会。
娑婆羅の原初形態

柳田 国男編

1949 北小湊民俗誌叢書 1, 民俗学研究所編。

山口 和雄

1959 日本漁業史研究, 東京・東京大学出版部。

Yellen, John E.

1976 Settlement patterns of the !Kung: an archaeological perspective. In: Lee, Ricahrd B. *Kalahari hunter-gatherers. Studies of the !Kung San and their neighbors*. Cambridge: Harvard Univ. Press, pp. 47-72.